特命随意契約理由書

269

件　　名	保育園入園選考システム運用保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品 (委託、) その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	保育園入園選考システムが正常に稼働するよう、運用と保守を行なう。
選定理由	システム導入年度　　令和２年度 保育園入園選考システムは、下記事業者が、開発・導入したものである。 保育園入園選考システムに関する保守・運用サポート業務であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由より、下記業者を契約相手方に指定することとする。
契約の相手方	名　称　株式会社両備システムズ 住　所　岡山県岡山市南区豊成二丁目７番16号
※契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※契約金額	1,452,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月31日まで
担当課	子ども部　子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

209

特命随意契約理由書

件　　名	保護者向け連絡配信システム運用業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	教育委員会及び学校園・児童福祉施設と保護者等との連絡手段の一つとして活用するために構築したシステムの、運用及び保守等を行う。
選定理由	連絡配信システムは、令和２年度に特命随意契約により下記事業者のシステムを採用し、運用を行っているものである。 運用する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。また、災害対策・危機管理課が所管する、安全・安心メール配信サービスの運用業者であるため、将来的に災害情報の相互共有の可能性もある。 以上のことから、下記の事業者を契約相手方とする。
契約の相手方	名　称　バイザー株式会社 住　所　愛知県名古屋市中村区名駅南２－14－19 住友生命名古屋ビル５階
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,254,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで
担　当　課	千代田区教育委員会事務局　子ども部　子ども総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

216

特命随意契約理由書

件　　名	放課後子どもプラン「放課後子ども教室（学び）」業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区立小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選定理由	1　プロポーザル年度　令和元年度（令和２年度開始）（令和２年２月５日付31千子児家発第940号） 2　該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第６号 3　継続年数　１年 4　評価が良好なため。 継続２年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称　株式会社神田外語文庫 住所　東京都千代田区内神田2-13-9神田外語本部ビル４階
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	21,439,000　円（消費税を含む） ※総価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令４年３月31日
担　当　課	子ども部　児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

483

特命随意契約理由書

件　　名	放課後子ども教室(体験)「ドッヂビー教室」業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	「ドッヂビー」とは、円盤を投げるスポーツ「フライングディスク」の安全性を高め、より手軽に楽しめるような形で近年広がりを見せている遊び・スポーツである。 放課後子ども教室の体験活動として、安全で、小学生にも手軽に楽しめる遊び・スポーツである「ドッヂビー教室」を実施する。
選定理由	本業務を実施するためには、ドッヂビー指導の資格を持った指導員を適切な人数配置できることが必要である。下記事業者は、ドッヂビー指導員の養成や講習会の開催、大会の主催等を行う事業者であり、資格を持った指導員が所属する唯一の事業者である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　　一般社団法人日本ドッヂビー協会 住　所　　千代田区神田神保町２－４６－３０２
※　契約年月日	令和3年4月1日
※　契約金額	1,320,000円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年５月６日から令和４年３月25日まで
担　当　課	子ども部　児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

170

件　　名	防災行政用デジタルMCA無線機の賃貸借（その１）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	MCA無線機の賃貸借
選定理由	災害時の情報連絡手段として、下記業者より平成23年度より導入しているMCAデジタル式無線機の再リース契約期間が令和3年3月31日で終了する。多くの機器が耐用年数を迎えるために令和3年 10 月より新しく IP・MCA の複合機をリースする予定である。令和3年9月までの災害時の情報連絡手段を確保するために、費用面・効率面を考慮し、再リースを行う。以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　日通リース＆ファイナンス株式会社　東京支店 住　所　港区海岸 1-14-22
※　契約年月日	令和３年４月１日
※　契約金額	2,307,360円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年９月30日まで
担　当　課	政策経営部　災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　６　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

20/

特命随意契約理由書

件　　名	防災行政用デジタルMCA無線機の賃貸借（その３）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	MCA無線機の賃貸借
選定理由	災害時の情報連絡手段として、東銀リースより平成28年度より導入しているMCAデジタル式無線機のリース期間が令和3年3月31日で終了する。多くの機器が耐用年数を迎えるために令和3年10月より新しくIP・MCAの複合機をリースする予定である。令和3年9月までの災害時の情報連絡手段を確保するために、費用面・効率面を考慮し、再リースを行う。 以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　東銀リース株式会社 住　所　中央区日本橋二丁目7番1号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,207,800円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年９月30日まで
担当課	政策経営部　災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　６　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

456

特命随意契約理由書

件　　名	防災行政用デジタルMCA無線機の賃貸借（その２）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	MCA無線機の賃貸借
選定理由	災害時の情報連絡手段として、下記業者より平成23年度及び平成26年度より導入しているMCAデジタル式無線機の再リース契約期間が令和3年3月31日で終了する。多くの機器が耐用年数を迎えるために令和3年10月より新しくIP･MCAの複合機をリースする予定である。令和3年9月までの災害時の情報連絡手段を確保するために、費用面･効率面を考慮し、再リースを行う。 以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　日立キャピタル株式会社 住　所　港区西新橋1-3-1
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	6,019,200円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年９月30日まで
担当課	政策経営部　災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　６　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

364

件　　名	明大通り協議資料等作成業務（第320号）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・(設計)・測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 （工事案件のみ）	千代田区神田神保町一丁目21番地先～神田駿河台二丁目4番地先
概　　要	明大通りⅡ期工事のための協議資料等作成業務を行う。
選定理由	本業務は令和2年度に発注した「明大通り協議資料等作成業務（第318号）」に続いて、沿道協議会の運営を行い、併せて関係機関協議を行いながら工事に必要な資料の作成・修正等を行うものである。 本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、調査・点検及び予備設計内容、実施設計内容、模型作成、道路管理者（都道）、交通管理者との協議経緯等を十分理解していることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、前年度の履行成績は良好である。 したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称：株式会社高島テクノロジーセンター　東京営業所 所在地：東京都千代田区丸の内一丁目１１番１号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内１６階
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	6,897,000　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年　３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　６号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	幼稚園・保育園・こども園給食用パンの購入
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	幼稚園・保育園・こども園の給食用にパンを購入する。
選定理由	幼稚園・保育園・こども園の給食は、乳幼児の食事を提供するもので、安全の確保が強く求められている。 学校給食用のパンは、(公益財団法人) 東京都学校給食会より給食パン加工委託工場の指定がある加工委託工場から納品を受ける必要がある。 下記業者は、(公財) 東京都学校給食会の加工委託工場であり、区内学校と同様に、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名　　株式会社　大森製パン 所在地　　東京都江東区千田１３－１０
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	6,836,853 円 (消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契　約　期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

384

件　　名	和泉小学校・いずみこども園等施設整備方針策定のための支援業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	和泉小学校・いずみこども園等施設整備において、基本的な考えや求められる機能などについて整理した基本構想をもとに、具体的な施設の配置計画や建物構成等、隣接する公園との一体的な整備についての方向性を示した「和泉小学校・いずみこども園等施設整備方針」を策定する。
選定理由	本業務の遂行にあたっては、検討会・説明会等で使用する図面・資料等の作成や整備計画全体の進行・運営において、学校建築や教育環境に関する専門的な技術・ノウハウを持つ事業者の支援が必要となる。 下記業者は、令和２年９月１日付契約番号646号にて契約した「和泉小学校・いずみこども園等施設整備基本構想策定のための支援業務」を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。 また、継続して同事業者に委託することにより、新年度以降もすぐに事業に取り組むことが可能となり、履行期間の短縮、経費削減が確保できる等有利と認められる。整備方針策定後は、施設整備の基本設計をプロポーザル方式で実施するため、円滑に業務を遂行することが求められる。 以上のことから、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社 教育環境研究所　本社 住　所　東京都千代田区永田町2-13-10
※契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※契約金額	6,050,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日限り
担当課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

369

件　　名	和泉小学校給食調理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	和泉小学校の給食にかかる調理および配送、配膳等業務を委託する
選定理由	1. プロポーザル年度　平成２９年度（平成３０年度開始） 2. 該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱８条第６号 3. 継続年数　３年 4. 評価　良好な業務成績のため 5. 更新　令和２年９月１０日「指名業者選定委員会」承認 継続４年目であり、業者業務成績は良好なため、引き続き、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地　東京都港区赤坂 2-23-1 会社名　株式会社　メフォス
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	25,373,300 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	和泉小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他.
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	和泉小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選定理由	和泉小学校には、民設民営のいずみ学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和２年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社日本デイケアセンター 住　所　　東京都千代田区神田猿楽町２－２－３　NS ビル７階
※　契約年月日	令和　3 年 4 月 1 日
※　契約金額	10,260,910　円（消費税を含む） ※総額単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日　から　令和４年３月 31 日
担　当　課	子ども部　児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

508

特命随意契約理由書

件　　名	Let's2020 支援業務（東京 2020 大会直前企画）
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	―
概　　要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区立スポーツセンターを会場に、年齢・障害の有無問わず誰もが参加し、オリンピック・パラリンピック競技等の体験ができるスポーツイベントを行い、大会に向けた区民等の気運醸成を図る。
選定理由	1．プロポーザル年度　令和元年度 （平成 31 年 1 月 31 日付 30 千地生ス発第 489 号　平成 31 年度開始） 2．該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条４号 3．継続年数　３年 4．評価　良好な業務成績のため 継続３年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社 JTB 住　所　　東京都品川区東品川２－３－11 JTB ビル
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 2 日
※　契約金額	3,982,627　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年７月 30 日
担　当　課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

494

件　　名	番町小学校 給食室排水槽修繕
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	番町小学校給食室の排水槽において、ポンプが故障し排水に支障をきたしていることから、ポンプの交換修繕を行う。
選定理由	本業務は、小学校内の給食室における排水槽に発生した問題であり、既存のポンプは平成 22 年に設置したもので経年劣化も激しい。現状片方のポンプを稼働させ排水を行っているものの、両方のポンプが故障した場合、排水が床に逆流し給食室が使用できなくなるため、緊急対応が必要である。 契約の相手方は、当該排水槽を設置した事業者であるため設備を熟知しており、今回の排水槽に生じた異常に対し、迅速な対応が見込める。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社　武井工業所 住　所　東京都千代田区富士見一丁目８番４号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 8 日
※　契約金額	762,300 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日　から　令和３年４月 30 日
担　当　課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

484

特命随意契約理由書

件　　名	国指定史跡江戸城外堀跡保存活用計画素案策定等支援業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	国指定史跡江戸城外堀跡の適切な保存、活用及び継承を目的として、国指定史跡江戸城外堀跡保存活用計画素案を策定するにあたり、必要となる業務について事業者の持つノウハウや経験などを活用するため委託により事業を実施する。
選定理由	国指定史跡江戸城外堀保存活用計画策定業務については、令和２年12 月に、競争入札により、当該保存活用計画策定の基礎となる「史跡の現況」、「歴史的変遷」、「地下の遺構の現況調査」、「土壌・地盤調査」などを実施し報告書を作成する業務を委託したところである。 令和３年度の国指定史跡江戸城外堀保存活用計画策定業務については、令和２年度の委託調査を基礎とし、保存活用計画の素案を作成する業務を委託するものであり、密接不可分かつ一貫性のある事業となっており、同一事業者以外に履行させた場合、業務上、支障が生じる。また、令和２年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社プレック研究所 住　所　　千代田区麹町３－７－６
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 9 日
※　契約金額	4,499,000　　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	地域振興部　文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

533

件　　名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（5月分）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、(その他)（売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（１）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （２）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成１２年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成１２年３月２７日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　千代田区リサイクル事業協同組合 住　所　東京都千代田区飯田橋２－１２－１
※契約年月日	令和３年４月１２日
※契約金額	1,351,850円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和３年５月１日から令和３年５月３１日まで
担　当　課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

498

特命随意契約理由書

件　　名	リモートワーク機器等の追加分賃貸借業務
種　．　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区リモートワークシステムで利用しているノートパソコンが、新型コロナウイルス対策事業拡大により不足していることから、不足分の機器等（パソコン、ソフトウェア）の賃貸借を行う。
選定理由	新型コロナウイルス感染症対策事業の拡大に伴い、千代田区リモートワークシステムで利用しているノートパソコンが不足し、緊急の対応を必要としている。 新型コロナウイルス感染症等の災害の発生時において、業務の継続性を確保する上で迅速な対応は不可欠である。 下記事業者は令和２年度からリモートワーク機器等の賃貸借業務を行っており、現在使用している物品の後継品で同等の性能を有し改めて動作保証確認を実施する必要がないため迅速に調達が可能である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT・TC リース 住所：東京都港区港南１－２－７０
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　14　日
※　契約金額	5,235,450　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年５月１日～令和８年１月３１日
担　当　課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

502

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区防災訓練等包括支援業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	・包括支援業務（避難所運営協議会の実施、助言・提案業務） ・避難所防災訓練支援業務 ・地域防災力向上支援業務 ・職員対象の防災訓練支援業務（災害対策本部運営訓練）
選定理由	1.プロポーザル年度　令和２年度 （令和３年３月 26 日付２千政災危発第 420 号　令和３年度開始） 2.該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条６号 3.継続年数　初年度 4.プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社総合防災ソリューション 住　所　：　東京都千代田区一番町１３番地１６
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 15 日
※　契約金額	13,706,000 円（消費税を含む） ※概算単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年３月 31 日まで
担　当　課	政策経営部　災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

516

特命随意契約理由書

件　　名	環境センサの購入
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱で規定される認証店（新しい日常店）に環境センサを配布する。 環境センサを設置することにより、店舗内換気が徹底され、それを来客者が確認できるようにする。
選定理由	環境センサは下記①～⑥を必要条件としている。 ①CO_2、温度、湿度が測定でき、CO_2について 400～5000ppm の測定が可能である。 ②Bluetooth 接続によりセンサ設置場所とモニターとして ipad を 20m 程度まで離して設置できる。 ③CO_2測定値をネット上のクラウドにリアルタイムでアップでき、インターネット上で確認できる。 ④USB 充電可能バッテリー内蔵。付属のマグネット付両面テープで壁面設置できる。 ⑤盗難防止用ワイヤー附属である。 ⑥誤差が±(測定値の 3%±30)ppm以内である。 以上の必要条件を満たす製品は限定されており、納入できるのは下記事業者に限られる。 以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　旭化成株式会社 住　所　東京都千代田区有楽町１－１－２　日比谷三井タワー
※　契約年月日	令和3年4月26日
※　契約金額	6,985,000円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年９月 30 日まで
担　当　課	保健福祉部　生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	AI-OCR サービス利用業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、(その他)
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	帳票を庁内複合機で読み取り、文字認識精度を飛躍的に高めるため AI を活用し、テキストデータ化する。 セキュリティを高めるためにインターネット回線を使用せず、LGWAN に接続する。
選定理由	AI-OCR の要である AI エンジンをインターネットにて接続するパブリッククラウドではなく、本区のセキュリティポリシーに則った LGWAN 環境に構築してサービスを提供できるＮＴＴ系の事業者は複数存在する。 しかしながら、サービス利用価格については一律であり、競争性が発揮できない。 下記事業者は令和元年度 AI-OCR 試行導入支援業務の公募制指名競争入札の落札業者であり、履行成績が良好であった。また、令和２年度についても履行成績が良好であったため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　東日本電信電話株式会社　東京事業部 所在地　　東京都港区港南一丁目９番１号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,320,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部企画課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

366

特命随意契約理由書

件　　名	河川管理用船舶の借り上げ（第７０３号）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	河川管理用船舶を借り上げて河川施設及び道路橋等調査並びに河川不法投棄物等の除去作業に使用する。
選定理由	神田川・日本橋川は、首都高速道路や鉄道・橋梁等の構造物が河川内に錯綜しており、干潮河川の為、潮位による河川の状況変化も著しい。加えて神田川では、川幅が狭い中、ゴミ運搬船の運航や屋形船の停泊など、船舶の航行に注意を要する都市河川である。 このような河川状況の中で、死魚や浮遊物の除去、護岸や橋梁の緊急点検など、迅速な対応が必要である。 このため、常時、調査船・作業船を保有し、これらを 30 分以内に配船する必要がある。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが１者に限られる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称：東京シップサービス株式会社 住　所：港区海岸三丁目１番３号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	2,250,204　円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年　４月　１日 から 令和４年　３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部　道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

508

特命随意契約理由書

件　　名	公園・公衆便所の特別清掃等実施業務（第 321 号）
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	当業務は、専門的な技術や経験を基に、個々のトイレ状況を調査診断のうえ、日常清掃では行き届かない部分や汚れ等について、特別な清掃作業を実施するとともに、年間を通じた設備点検等の維持管理を行い、その効果検証を含め、公園・公衆トイレを良好に維持することを目的とする。
選定理由	1. プロポーザル年度　平成 30 年度（平成 31 年度開始） （平成 31 年 3 月 27 日付 30 千環道公発第 842 号） 2. 該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3. 継続年数　2 年 4. 評価　業務成績良好なため 継続３年目であり、評価は良好なため、引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社施設管理サービス　港支店 住　所　東京都港区海岸 3-21-35
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,356,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部　道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

413

特命随意契約理由書

件　　名	産業廃棄物処分業務（廃プラスチック等）
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区内の道路上及び公園内における産業廃棄物（廃プラスチック等）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選定理由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた産業廃棄物運搬業務の見積もり競争の際、その内定者である新宿運輸商事(株)千代田営業所が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　有明興業株式会社 住　所　　東京都江東区若洲２－８－２５
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,882,000 円（消費税を含む） **単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで
担　当　課	環境まちづくり部　道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

453

件　　名	四番町保育園・児童館仮施設清掃業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	四番町保育園仮園舎・四番町児童館仮館舎の清掃業務委託
選定理由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和２年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、令和３年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名　称　株式会社クリーン工房　神田支店 住　所　東京都千代田区神田須田町 1-10-4-1101
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	総価　7,454,260　円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	子ども部　子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	資源回収；資源化業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	古紙・びん・缶・ペットボトル等の資源物の回収及び資源化処理
選定理由	下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業が東京都から千代田区に移管された年の平成12年3月27日付で、ごみ減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。 区内にある約3，900箇所の集積所から毎日資源ごみを回収するものであるため、1日10台以上の回収車を稼動する必要があることから、業者の団体と契約を締結することにより、回収及び資源化を効率的に実施することができる。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が１者に特定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　千代田区リサイクル事業協同組合 住　所　千代田区飯田橋２－１２－１
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	362,962,512 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

353

件　　名	千代田会館10階研修室清掃業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)　その他（　　）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	研修室として活用している千代田会館 10 階千代田区専有部の執務環境維持のため、清掃業務を実施する。
選定理由	千代田会館は、(株)千代田会館ビルディング（以下「会館」という。）との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っており、管理協定により会館が清掃業者を指定している。複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受託者に専用部分の業務を委託するものである。 以上のことから、会館が指定する下記業者を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名　称　東京コニックス　株式会社 住　所　千代田区九段南一丁目６番17号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	2,046,000　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日　から　令和４年３月３１日
担　当　課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

528

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区施設保全情報管理システム運用保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	千代田区施設保全情報管理システムの保守を委託する
選定理由	1．プロポーザル年度　平成26年度 （平成26年8月28日、26千政施経発0206） 2．対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4号 3．継続　7年 4．評価　良好のため 5．更新 平成30年11月15日付 千指業委第10号「指名業者選定委員会」において平成31年度以降5年間の契約延長を承認されており、承認後、継続3年目となるが、令和2年度の業務成績は良好なため、令和3年度も下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社　ケー・デー・シー 住　所　　東京都港区虎ノ門４－２－１２
※契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※契約金額	2,145,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

239

件　　名	千代田区立図書館システム用データセンター賃貸借
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区立図書館では図書館システムを導入し、図書館事業運営の効率化、利用者へのサービスの向上を実現している。 図書館システムを安全かつ適切に運用保守できるよう、システム機器を格納するデータセンターを賃貸借する。
選定理由	1．導入年度　平成29年度（特命随意契約） 区立図書館システムは全庁ＬＡＮネットワークを利用し、運用をしている。そのうえで、賃借するデータセンターにおいても、全庁ＬＡＮシステム開発事業者以外の者にサーバーの管理及び賃借を履行させることは、セキュリティ上著しく支障がある。 このことから、全庁ＬＡＮの構築、保守運用事業者であるとともに、データセンター管理事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　東日本電信電話株式会社 住　所　東京都港区港南１－９－１
※　契約年月日	令和3年4月1日
※　契約金額	4,620,000　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担当課	地域振興部　文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

283

特命随意契約理由書

件　　名	全庁ＬＡＮシステム用データセンター賃貸借
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、(その他)
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	平成28年度に行った全庁LANリプレースの作業の中で、耐用年数をむかえた機器の更新とともに、情報セキュリティの強化を図るべく、新たな機器を導入した専用サーバーを構築した。そのサーバーを24時間365日、監視・保守・運用し、全庁LANシステムを安全かつ適切に運用保守できる外部専用サーバーをハウジングするため、データセンターを賃借する。
選定理由	1　賃借開始　平成29年度 賃借するデータセンターのハウジング事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発した事業者と密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者に、サーバーの変更・増設等のハウジングを履行させると、当該システムの運用及びセキュリティ上、著しく支障がある。このため、全庁LANシステムの保守運用事業者であるとともに、データセンター管理業者でもある下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社　東京事業部 住所：港区港南１－９－１
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	32,059,500　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	総務事務業務委託
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	効率的な執行体制の構築と財源及び人的資源の再配分をおこなうため、給与・手当等の支給に関する事務、会計年度任用職員に関連する事務などの「総務事務」を集中処理する。
選定理由	1　プロポーザル実施年度　　令和２年度 (令和２年11月19日付２千政人事発1129号) 令和３年４月１日開始 2　根拠　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第８条４項 3　継続年数　初年度 4　プロポーザル方式により選定された、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社　パソナ 住　所　　東京都千代田区大手町２－６－４
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	38,518,920 円（消費税を含む）
契約期間	令和　３年　４月　１日から令和　４年　３月　３１日
担　当　課	人事課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

5-39

特命随意契約理由書

件　　名	（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備にかかるアドバイザリー業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の運営者選定及び、設計・建設事業者公募準備を実施する上での業務支援及び必要な各種資料作成を行う。
選定理由	1　プロポーザル年度　令和２年度 （令和２年５月14日　２千保障福発第83号） 2　該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第６号 3　継続年数　初年度 4.評　　価　良好な業務成績のため （仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備事業手法検討調査業務（期間：令和２年５月26日～12月25日）の継続業務であり、前業務の履行状況は良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法　人　名　：　株式会社日本総合研究所 所　在　地　：　東京都品川区東五反田二丁目18番１号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	21,120,000　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月31日
担　当　課	保健福祉部　高齢介護課・障害者福祉課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

592

特命随意契約理由書

件　　名	「ちよだ生涯学習カレッジ」の管理運営等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	本業務は「ちよだ生涯学習カレッジ」の運営に関して、学生募集業務及び管理運営業務を行うものである。
選定理由	下記業者は、「ちよだ生涯学習カレッジ」の開校準備業務(年間カリキュラムの企画立案及び学生募集等)から「ちよだ生涯学習カレッジ」の設立、第 1～5 期生に係る管理運営業務(学籍管理及び授業運営等)に携わってきた。 また、メインキャンパスである九段生涯学習館に事務局を設置し、効率的に本業務の運営・管理を行っている。 従って、現九段生涯学習館の指定管理業務契約履行中の下記業者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められ、なお、令和２年度の業務成績は良好である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　(株)小学館集英社プロダクション 住　所　東京都千代田区神田神保町 2-30
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	21,989,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで
担　当　課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

466

特命随意契約理由書

件　　名	「ちよだ健康ポイント制度」システム運営業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	ちよだ健康ポイント制度実証事業実施後の事務局運営業務と健康ポイントアプリの保守を行う。
選定理由	1．プロポーザル年度　令和元年度 （令和元年度7月31日（31千保地保発167号 令和元年度開始）） 2．該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号及び第4号 3．継続年数　2年 4．評価　良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称：フェリカポケットマーケティング株式会社 住　所：港区西新橋3-2-1 Daiwa 西新橋ビル8階
※　契約年月日	令和　3年　4月　1日
※　契約金額	総価　8,228,000　円（消費税を含む） 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担　当　課	保健福祉部　地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

406

特命随意契約理由書

件　　名	「ちよだ健康ポイント制度」分析・評価業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	令和２年度に実施した実証事業のモニター参加者データを分析し、実証事業開始前後の健康行動の変化や事業内容の評価を行い、本格実施に向けた提言や助言を行う。
選定理由	１．プロポーザル年度　令和元年度 （令和元年５月８日（31千保地保発51号 令和元年度開始） ２．該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条１号 ３．継続年数　２年 ４．評価　良好な業務成績のため 継続３年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称：　株式会社つくばウエルネスリサーチ 住　所：　千葉県柏市若柴178番地４KOIL505
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	3,795,000　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月31日
担　当　課	保健福祉部　地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

467

特命随意契約理由書

件　　名	こころの健康サポート事業
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	職員のメンタルヘルス対策としてカウンセリング、ストレスチェック等を実施する。
選定理由	1　プロポーザル実施年度　　令和２年度 （令和３年１月 29 日付２千政人事発 1569 号） 令和３年４月１日開始 2　根拠　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第６項 3　継続年数　初年度 4　プロポーザル方式により選定された、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社ジャパンイーエーピーシステムズ 住　所　　新宿区高田馬場４－３－７
※　契約年月日	~~平成~~令和３年　4　月　1　日
※　契約金額	8,673,500円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日
担　当　課	人事課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

459

特命随意契約理由書

件　　名	ちよだパークサイドプラザ総合管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	ちよだパークサイドプラザは、区立和泉小学校、いずみこども園、パークサイドプラザ施設（会議室・多目的ホール・区民図書室）、いずみこどもプラザで構成される複合施設であり、各種施設の維持管理、公共施設受付、清掃等を総合的に行い、効率的な施設運用及び安全で良好な施設環境を維持するために、一括して専門知識を有する業者に委託するもの。
選定理由	下記事業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改訂）に基づき、令和2年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和2年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社モスコム　千代田支店 住　所　東京都千代田区外神田六丁目15番14号 外神田ストークビル302
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	92,999,500　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担当課	子ども部　子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	移植樹木管理業務（第３１９号）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	本業務は、道路工事に伴い移植した樹木の管理を委託する。
選定理由	平成29年度道路工事に伴い、街路樹を下記の業者の土地に緊急で移植し管理を委託した。 移植した樹木は、樹勢を回復させた後でなければ再度移植することは困難であり、今年度も移植先で管理する必要がある。このため、樹木を移植した土地の所有者であり管理受託者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地　千代田区二番町１番２　番町ハイム４２７号 法人名　株式会社八廣園　東京支店　取締役支店長　渡邉　豪
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,171,950 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	河川情報システム総合保守業務（第807号）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	台風等に伴う千代田区内の雨量及び河川水位を測定・監視する河川情報システムの機能を維持するため保守点検を行なう。
選定理由	1　本システム、機器及び設備は、株式会社日本エレクトリック・インスルメント（現ANEOS株式会社）が開発、設置したものである。 2　本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　ANEOS株式会社 住　所　目黒区中央町１－５－１２
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	12,183,600　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

562

特命随意契約理由書

件　　名	基幹系システム基盤運用保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	令和２年度に新規構築した全庁ＬＡＮ基幹系システム基盤を今年度稼働させるに際して、その運用保守業務を委託する。
選定理由	下記事業者は、全庁ＬＡＮシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、その後の運用保守業務も行っている。 本システム基盤の運用保守業務で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、を全庁ＬＡＮシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、現行の総合住民サービスシステムとの連携及び情報系基盤との統合運用管理等に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社　名　：　東日本電信電話株式会社　東京事業部 住　所　：　東京都港区港南１－９－１
契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	95,293,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から 令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部ＩＴ推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	機械式自転車駐車場等の保守管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	機械式自転車駐車場及び年間登録制自転車駐車場の保守管理等業務・指導業務等・撤去自転車等の返還業務を行い、区民等の駐車場利用者に対し利用しやすい環境を提供する。
選定理由	下記業者は、令和２年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　サイカパーキング株式会社 住　所　東京都中央区日本橋小網町７番２号
※　契約年月日	令和　3年 4月 1日
※　契約金額	68,517,268　円（消費税を含む） ※概算契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで
担　当　課	環境まちづくり部　環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

565

特命随意契約理由書

件　　名	旧万世橋出張所・区民会館総合管理業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	旧万世橋出張所・区民会館の安全・良好な環境の保持、快適な施設利用のために、総合維持管理を行い施設・設備の点検及び保守、運転、監視、清掃等の各業務を行う。
選定理由	旧万世橋出張所・区民会館及び石丸２号館は、一体の共同建築物である。このため、一棟の建物を総合的かつ安全な環境と快適な施設利用を行うために、施設・設備の点検及び保守、運転、監視等の各業務を共同で管理していくための管理規約を定めている。この管理規約第４条第２項により、施設設備の保守管理は株式会社石丸本社と同一業者に委託することとなっている。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社シミズ・ビルライフケア 住　所　　東京都中央区京橋二丁目１０番２号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,212,320 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担当課	安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

408

特命随意契約理由書

件　　名	九段下仮設診療所コンテナ客室の賃貸借
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	九段下まちかど広場にて、新型コロナウィルスの検体採取を行うため、コンテナ客室を賃借する。
選定理由	新型コロナウィルスの検体採取を実施している九段下仮設診療所では、検体採取所としてコンテナ客室を令和２年度に特命随意契約により下記事業者が設置し利用している。 令和３年度においても仮設診療所として運営していく必要があるため、引き続き、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社デベロップ 所在地　：　千葉県市川市市川 1-4-10 市川ビル８階
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	4,389,000　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部　地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

434

件　　名	九段中等教育学校　教室等消毒業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	九段中等教育学校（九段校舎・富士見校舎）の教室の机、椅子及び校舎内階段手摺、トイレ等の施設の消毒業務委託をする。
選定理由	下記事業者は、令和２年度より本校施設管理業務を行っているため、教室棟内消毒作業を行うにあたり校舎内を把握しており、学校等行事の変更等による作業時間変更にも容易に対応できる等、効率的に業務を行うことが可能である。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社日本環境ビルテック　千代田営業所 営業所長　今野　清美 住　所　千代田区神田佐久間河岸７０ 電　話　０３－５８２３－７９７７　担当　小倉
※　契約年月日	令和３年４月１日
※　契約金額	13,110,900 ※ 単価 **契約のため、契約金額は支出限度額**　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年　４月　１日から　令和４年　３月３１日
担　当　課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

291

件　　名	九段中等教育学校施設管理業務及び生徒交通誘導業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	九段中等教育学校の施設の安全で良好な環境を保持するための施設・設備の環境測定、保守点検、清掃等、及び生徒移動時安全確保、不審者対策等の業務委託をする。
選定理由	下記事業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改訂）に基づき、令和元年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和2年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社日本環境ビルテック　千代田営業所 営業所長　今野　清美 住　所　千代田区神田佐久間河岸７０ 電　話　０３－５８２３－７９７７　担当　小倉
※　契約年月日	令和　3年　4月1　日
※　契約金額	※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額　23,395,900　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年　４月　１日から　令和４年　３月３１日
担　当　課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

569

特命随意契約理由書

件　　名	区有施設アスベスト事前及び分析調査業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区有施設の計画的かつ適正な工事の実施を目的として、区が設計を行う各改修工事における対象部材のアスベストの有無について工事前に調査を実施し、アスベスト含有の可能性がある場合には、試料の採取及び分析調査を行う。また、アスベストに関する有資格者による相談及びアドバイスを実施する。
選定理由	1．プロポーザル年度　令和２年度（令和３年度開始） （２千政施経発第544号、令和３年３月29日決定） 2．該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第１号 3．継続年数　初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社分析センター 住　所　東京都千代田区神田三崎町三丁目４番９号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	19,725,400　円（消費税を含む） ※総額契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

416

特命随意契約理由書

件　　名	交換文書等の配送等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区内外施設等への交換文書等の配送及び回収作業を行うとともに、区役所本庁舎内での交換文書等の回収、仕分け、配付及び差出し作業を行う。
選定理由	本事業を円滑に実施するためには文書の配送ルートや各配送先での受け渡し方法等を熟知している必要があり、特に交換文書や郵便物は宛名が不完全なものが多いことから、文書の仕分け作業においては、各課の業務内容の把握や、類似文書の処理経験の積み重ねなどが非常に重要となる。また、本業務はその性質上、２年間は継続して同一の業者に運営を委託することが効率化を進める上で必要である。 また、下記事業者は、競争入札により令和２年度の委託業者として選定され、同年度の業務成績が良好である。 以上の理由から、引き続き同条件、同金額で令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称　：　丸新運輸株式会社 住所　：　東京都港区海岸３丁目６番30号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	13,310,000　円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月31日まで
担　当　課	政策経営部　総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	高齢者食事支援サービス業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区在住の満６５歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2　利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3　食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4　配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接する区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社　シルバーライフ 住　所　東京都新宿区西新宿四丁目３２番４号 ハイネスロフティ２階
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	12,636,000　円（消費税を含む） **※単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	高齢者食事支援サービス業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区在住の満６５歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2　利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3　食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4　配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接する区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社　桜フーズ 住　所　東京都文京区音羽一丁目２５番１０号　宮原ビル１Ｆ
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	12,636,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	高齢者食事支援サービス業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区在住の満６５歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2　利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3　食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4　配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接する区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社シニアライフクリエイト 住　所　東京都港区三田三丁目１２番１４号 ニッテン三田ビル６階
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	12,636,000 円（消費税を含む） **単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

465

特命随意契約理由書

件　　名	高齢者相談・支援システム　運用保守業務
種　　類	物　品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	高齢者相談・支援システムの運用保守業務を委託する。
選定理由	1．導入年度　平成24年度（平成25年3月開始） 2．継続年数　8年 3．評価　業務成績良好のため 4．本システムは、総合住民サービスシステムのサブシステムとして新たに導入・構築することを情報化推進委員会（平成23年9月2日付23千政第48号）で承認され、平成25年3月に下記業者により構築された。その後、平成28年8月18日の第2回指名業者選定委員会の承認を得て、平成30年3月末に機器更改を実施した。本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名　：　株式会社　電算 所在地　：　長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	7,772,622 円（消費税を含む）
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

542

特命随意契約理由書

件　　名	債権管理法律相談業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	自治体における債権管理について、法律問題や法律的知識が必要な事柄が生じた場合の法律相談を実施し適正な債権管理に向けて、職員の知識の醸成と事務能力の向上を図る。
選定理由	下記業者は、代表弁護士が東京弁護士会弁護士業務改革委員会の「自治体債権管理問題検討チーム」の座長を務めていたこともあり、所属弁護士含め自治体における債権管理に極めて精通している。 また、令和元年度には特別区職員研修所主催の養成講座「自治体債権の管理・回収」、令和２年度には当区の債権管理研修の講師を務めるなど実績があり、自治体における債権管理の実務を把握していることから、区職員からの債権管理に係る相談に対して適切な助言、指導ができる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：東京都千代田区神田小川町２丁目１番13号中村ビル５階 名　称：マイスタット法律事務所
※　契約年月日	令和　3 年　4 月　1 日
※　契約金額	960,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月31日まで
担　当　課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

246

件　　名	産業廃棄物処分業務（コンクリートくず等）
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区内の道路上及び公園内における産業廃棄物（コンクリートくず等）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選定理由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた産業廃棄物運搬業務の見積もり競争の際、その内定者である新宿運輸商事(株)千代田営業所が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　日成ストマック・トーキョー 住　所　東京都江戸川区東葛西 3-17-15
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,586,200 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
担　当　課	環境まちづくり部　道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

458

特命随意契約理由書

件　　名	子ども在宅サービス事業（子どもショートステイ・保育施設）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	保護者が疾病等により一時的に養育が困難となった場合に、一時的に養育する事業。
選定理由	当該事業者の代表者は、平成30年度から区の唯一の「協力家庭」としてショートステイ事業に従事してきた。児童を預かるにあたっては、自らが経営する保育施設の施設等も活用してきたところであるが、当該施設は０歳から受入可能で宿泊保育もできる。区内においてそうした施設は他にない。 また、児童虐待が社会問題化する中で、周囲に協力者のいない保護者のレスパイトの受け皿として、当日の緊急の依頼にも対応可能であるほか、コロナ禍において保護者が感染した家庭の濃厚接触者である児童の預かりにも対応でき、これらすべてを満たす事業者は他にない。前年度の業務成績も良好である。以上の理由から下記事業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名　称　株式会社片山商店 住　所　神田佐久間町4-11-4　グレーシア千代田秋葉原202号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,800,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月31日
担　当　課	児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	「神保町ひまわり館」自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	「神保町ひまわり館」の自家用電気工作物について安全な運用を確保するため、電気事業法に基づき当該業務を合理的かつ効率的に執行する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、競争入札により令和元年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　千代田区西神田一丁目２番４号
※　契約年月日	~~平成~~ 令和　3　年 4　月 1　日
※　契約金額	266,640　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	地域振興部　神保町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

★特命随意契約理由書

456

件　　名	飯田橋車庫（管理棟）自家用電気工作物保守管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和２年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　：　千代田区西神田１－２－４
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	237,600　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年　４月　１日　から　令和４年　３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部　千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	三崎町中継所自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和２年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社ＴＫテクノサービス 住　所　　千代田区西神田一丁目２番４号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	237,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担当課	環境まちづくり部　千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	神田公園出張所・区民館自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和２年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　　千代田区西神田１丁目２番４号
※　契約年月日	令和　3　年4　月1　日
※　契約金額	258,720　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日　から　令和４年３月３１日
担　当　課	神田公園出張所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

456

特命随意契約理由書

件　　名	富士見出張所・区民館　自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和2年度の業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社　TKテクノサービス 住　所　：　千代田区西神田一丁目2番4号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	154,440 円（消費税を含む）
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担当課	地域振興部　富士見出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

456

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区役所万世橋出張所及び千代田区万世橋区民館 自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区役所万世橋出張所及び千代田区万世橋区民館に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和元年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　：　千代田区西神田１丁目２番４号
※　契約年月日	令和3年4月1日
※　契約金額	754,490　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年　４月　１日　から　令和４年　３月３１日
担　当　課	万世橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

456

特命随意契約理由書

件　　名	自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。以上の理由から、見積競争により令和２年度の本業務を受託している下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　東京都千代田区西神田１丁目２－４
※　契約年月日	令和　3年 4月 1日
※　契約金額	6,011,280　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

456

特命随意契約理由書

件　　名	九段中等教育学校　自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和２年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　：　千代田区西神田１丁目２番４号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	762,520　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年　４月　１日　から　令和４年　３月３１日
担　当　課	九段中等教育学校
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

R2契約番号：32

456

特命随意契約理由書

件　　名	自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	和泉橋出張所・区民館に設置されている自家用電気工作物の点検等の保安管理業務
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和２年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社ＴＫテクノサービス 住　所　　東京都千代田区西神田一丁目２番４号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	273,900円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月31日
担当課	千代田区役所　和泉橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

456

特命随意契約理由書

件　　名	自家用電気工作物保安管理業務（第７１３号）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和２年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　：　千代田区西神田一丁目２番４号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,129,480 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年　４月　１日　から　令和４年　３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部　道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	旧万世橋出張所・区民会館　自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	施設の自家用電気工作物が関係法令に適合し、常時正常な状態で機能するよう機器の維持管理を行う。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により平成２９年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社ＴＫテクノサービス 住　所　東京都千代田区西神田一丁目２番４号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	273,900 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	区立麹町仮住宅　自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により千代田区の「自家用電気工作物保安管理業務（令和2年4月1日、契約番号第714号)」として令和2年度の委託業者として選定された。区立麹町仮住宅は令和2年11月30日竣工であり、本年度以降は上記契約に統合する。また下記事業者の令和2年度の業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　　千代田区西神田１丁目２番４号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	132,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

428

特命随意契約理由書

件　　名	昌平童夢館　コミュニティスクール受付業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用していない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供するものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選定理由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、昌平まちかど図書館で施設利用者の受付も行っているため、まちかど図書館をその管理下に含む千代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理する下記業者に円滑な履行をさせることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社ヴィアックス 住　所　東京都中野区弥生町二丁目８番15号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	8,422,260　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月31日
担　当　課	地域振興部　生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

429

件　　名	証明書コンビニ交付システム運用・保守業務
種　　類	物　品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	コンビニ交付システムの運用保守業務を委託する。また、証明書受付センターの移転に伴う対応を行う。
選定理由	1　導入年度　平成31年度（平成31年2月開始） ※窓口受付システムは令和元年9月開始 2　継続年数　3年 3　評価　業務成績良好のため 4　コンビニ交付システム（戸籍部分は除く）及び窓口受付システムは下記業者が構築しており、当該システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社電算 住　所　長野県長野市鶴賀七瀬中町２７６－６
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	10,536,900 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

587

特命随意契約理由書

件　　名	新型コロナウイルス予防接種に係るコールセンター及び窓口等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	新型コロナウイルス感染症予防接種にかかる区民からの電話での問い合わせ対応や接種券の発行、接種記録の入力等、接種にかかる事務を行う。
選定理由	本業務は、事業の趣旨・目的から緊急に対応する必要があり、競争入札に付することができない。また本事業を実施するにあたっては、スタッフの募集・手配などを速やかに、かつ、臨機応変に行うことができ、安定した業務体制が構築できる業者に委託する必要がある。 下記業者は令和２年度に全国一斉に緊急的に実施した新型コロナウイルス予防接種事業において、接種スケジュールや詳細な事務手続きが確定していない中、「新型コロナウイルス予防接種に係るコールセンター及び窓口等業務」を受託しており、スタッフの募集・手配において迅速な対応を行い、安定した業務遂行を行った実績がある。 今後もワクチンの供給量が不明確であり、接種スケジュールも流動的に変化していく状況が続くと予想されるため、本事業において引き続き安定した業務遂行が期待できる下記業者を本件の契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　　アデコ株式会社 住　所　　千代田区霞が関３－７－１
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	189,040,746. 円（消費税を含む）
契約期間	~~契約締結日の翌日~~ 令和3年4月1日から令和４年３月 31 日まで
担　当　課	健康推進課（新型コロナウイルス予防接種担当）
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

428

特命随意契約理由書

件　　名	神田さくら館　コミュニティスクール受付業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用していない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供するものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選定理由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、神田まちかど図書館で施設利用者の受付も行っているため、まちかど図書館をその管理下に含む千代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理する下記業者に円滑な履行をさせることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社ヴィアックス 住　所　東京都中野区弥生町二丁目８番15号
※　契約年月日	令和　3 年 4 月 1 日
※　契約金額	11,718,696　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月31日
担当課	地域振興部　生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	千代田会館８階事務室清掃業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)　その他（　　）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	千代田会館８階事務室（千代田区専有部）の執務環境維持のため、清掃業務を実施する。
選定理由	千代田会館８階事務室の清掃業務については、賃貸借契約書及び千代田会館使用細則の諸規定に基づき、同会館の所有者である株式会社千代田会館が指定する業者に請け負わせることとしている。 以上の理由より、株式会社千代田会館を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名　称　株式会社千代田会館 住　所　千代田区九段南一丁目６番17号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	5,865,684円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日　から　令和４年３月３１日
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選定理由	本事業の作業療法の実施には、下記の条件を満たす必要がある。 1．諸機能の回復・維持開発を促す作業活動を用いて行う治療，訓練，指導および援助の専門職である「作業療法士」の資格を持つものが従事すること。 2．同時に複数の高齢者の自宅への訪問が必要になっても作業療法士の手配が可能なこと。 3．区内訪問看護ステーション等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都内在住在勤の作業療法士を中心に構成された作業療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　一般社団法人 東京都作業療法士会 住　所　東京都新宿区新宿５－４－１　新宿Ｑフラットビル 501
※　契約年月日	令和　3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,340,000　円（消費税を含む） **単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選定理由	本事業の理学療法の実施には、下記の条件を満たす必要がある。 1．基本的動作能力の回復を図る専門職である「理学療法士」の資格を持つものが従事すること。 2．同時に複数の高齢者の自宅への訪問が必要になっても理学療法士の手配が可能なこと。 3．区内訪問看護ステーション等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都で唯一社団法人として認められた理学療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　公益社団法人　東京都理学療法士協会 住　所　東京都渋谷区代々木２－26－５　バロール代々木 409 号
※　契約年月日	令和　3 年　4 月　1 日
※　契約金額	2,340,000 円（消費税を含む） **単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　区内全域への派遣ができること。 2　対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3　定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社 ACTIVE CARE AGENCY　アクア訪問看護ステーション 住　所　千代田区神田司町２－１７－６　新商神田ビル５F
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,340,000 円（消費税を含む） **単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　区内全域への派遣ができること。 2　対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3　定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　有限会社くくむ　岩本町訪問看護ステーション 住　所　千代田区東神田１－５－１　ﾃﾞｨｱﾊｲﾑ神田岩本町 703 号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	2,340,000　円（消費税を含む） **単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　区内全域への派遣ができること。 2　対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3　定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社ステラ　九段訪問看護ステーション 住　所　千代田区九段北１－１０－５　九段櫻ビル 302 号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,340,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

462

件　　名	西神田けやきの広場及び西神田百樹の広場管理作業（第７１０号）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	西神田けやきの広場及び西神田百樹の広場の美観を維持するため管理作業を行う。
選定理由	西神田けやきの広場は、再開発事業により千代田ファーストビル東館・西館と一体的に整備された東館エリアにある。この広場の維持管理については、『西神田けやきの広場の維持管理に関する委託協定書』を締結し、下記業者が行うものとしている。 したがって、隣接している西館エリアの西神田百樹の広場の維持管理についてもエリア全体の業務と密接に関連する付帯的な業務であるため、同一業者が行うことで総合的かつ効率的な維持管理を行うことができる。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社　　名：住友不動産株式会社 住　　所：新宿区西新宿二丁目４番１号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,507,198 円（消費税を含む） ※ 随意契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年　４月　１日 から 令和４年　３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部　道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

432

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区安全・安心メール配信サービス運用・保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区安全･安心メールは、区民向けに防災や防犯を目的に、任意に登録された携帯電話等に情報を配信するメール配信システムである。
選定理由	1 導入年度 令和2年度(令和3年２月開始)指名競争入札 2 継続 初年度 千代田区安全･安心メールは、下記業者が構築しており、当該システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　バイザー株式会社 住　所　東京都中央区八丁堀２丁目２７－６
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,112,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和２年４月１日から令和３年３月３１日
担　当　課	政策経営部災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

582

特命随意契約理由書

件　　名	千代田会館8階電話設備保守点検業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田会館８階に設置した電話設備について、保守点検業務を行う。
選定理由	新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増加に対応するため、千代田会館８階を借用し、令和３年３月29日より生活衛生課、民泊指導担当、受動喫煙防止担当、新型コロナウイルス予防接種担当及び商工観光課の執務室として利用する。執務環境を整備する際には、千代田会館使用細則に基づき、㈱千代田会館が指定する㈱竹中工務店東京本社と「千代田会館８階執務室環境整備業務（設え変更）」の委託契約を締結し、当該契約に含まれる電話設備の設置については、再委託先である下記事業者が行った。 電話設備の保守業務については、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　協立情報通信株式会社 住　所　　東京都港区浜松町１－９－１０
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	660,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月31日
担　当　課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム等の保守・運用支援業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区ホームページでの情報提供を継続して行うため、機器及びシステムの保守を実施し、システムに生じるトラブルを回避する他、区ホームページの日常的な修正・更新業務と、サーバ等の不具合が生じた場合の原因究明・対策を行い、ホームページの維持更新を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度　令和元年度 (令和元年7月30日付31千政広報発第63号　令和2年度開始) 2. 該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 継続年数　2年 4. 評価　良好な業務成績のため
契約の相手方	名　称　グローバルデザイン株式会社　東京オフィス 〒108-0075 住　所　東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー9階
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	12,768,624 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部　広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区景観まちづくり推進方策の検討業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	本業務は昨年度に引き続き景観まちづくり施策等の周知に係る業務や区内に現存する歴史的建造物に関する悉皆調査等必要な支援を行うものである。
選定理由	1. プロポーザル年度　令和元年度 （令和元年6月24日付千環景都発第57号　令和元年度開始） 2. 該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年数　2年 4. 評価　　良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　八千代エンジニアリング株式会社 住　所　台東区浅草橋5丁目20番8号
※　契約年月日	令和　3　年　4月　1　日
※　契約金額	6,930,000　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日～令和4年3月31日
担当課	景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

428

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区商店街活性化支援等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	本業務は、区内の商店会・商店街振興組合（以下「商店会等」という。）に対する千代田区の支援体制を補完することを目的に、補助金関係書類受付等業務、各種支援制度に関する情報発信、大学等と商店会等の連携のコーディネート、及び区と区商連、区振連の三者協働協定の取り組み促進業務を行うものである。
選定理由	本契約の目的を達成するためには、下記の複数の条件を満たすことが必要である。 ① 商店会等の会則・規約、役員名簿、決算書類、事業の明細などの内部情報の取扱いを認められていること ② 商店会等における支援の需要を把握するとともに、支援の方策に関し高度の専門性を有すること ③ 商店会等における学生ボランティアの需要を把握するとともに、必要なマッチングを行うに十分な関係性を有すること 上記の一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は１者に特定される。 以上のことから、下記団体を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　千代田区商店街連合会 住　所　千代田区神田錦町 3-21 ちよだﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑｽｸｳｪｱ 4 階
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	4,400,000　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで
担　当　課	商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

433
~~73~~

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区総合住民サービスシステム　運用保守業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区民サービスを間断途絶なく提供するため、区の基幹システムである総合住民サービスシステムを正常かつ良好な状態で常に稼働させ、併せて法律改正等に的確に対応し、業務が滞りなく処理されることを目的とし、運用保守業務をシステムの構築事業者が行う。
選定理由	本件は、平成21年度にプロポーザルを実施（平成23年10月開始）し、前回更新から令和2年度で5年が経過した。 国のデジタル改革を踏まえ、国の方針及び計画との整合性を図りつつ、本区にとり最適なリプレースを実施する必要があるため、総合住民サービスシステムリプレースを令和3年度から3年間かけて実施する予定でいる。この新システム稼働までの期間、標準システム構築に係る調査業務やオンライン申請等の実証実験も含め、区の基幹システムとして現行システムの平行稼働を行う必要がある。 なお、本契約の延長については、令和2年12月17日開催の第16回指名業者選定委員会で承認されている。また、前年度の履行成績は良好である。 上記理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社　電算 住　所　：　長野県長野市鶴賀七瀬中町２７６－６
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	29,711,300円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から 令和４年３月３１日
担当課	政策経営部ＩＴ推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

2/2

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区立小学校・幼稚園用務業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	児童及び園児が良好な学校園生活を送れるように、学校園の環境を整備する。 あわせて、教職員が学校園運営を円滑に行えるよう、備品等の管理や来校園者の応対等を行う。 ＜履行場所＞ (1)　お茶の水小学校及びお茶の水幼稚園 (2)　昌平小学校及び昌平幼稚園
選定理由	1　プロポーザル年度　平成29年度 (平成29年10月19日29千指業委第12号　プロポーザル方式承認　平成30年度開始) 2　該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第６号 3　継続年数　３年 4　評価　良好 5　更新　令和２年９月１０日「指名業者選定委員会」承認 継続４年目であり、業務成績は良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　光管財株式会社　千代田支店 所在地　千代田区外神田二丁目７番１号　開花ビル５階
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	43,544,600　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月31日
担　当　課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

515

特命随意契約理由書

件　　名	全庁LANシステム用ノートパソコン等機器の追加分賃貸借（令和3年度開始分）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他（賃貸借）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	千代田区全庁 LAN で利用しているノートパソコンが職員数増により不足していることから、不足分の機器等（パソコン、ソフトウェア）の賃貸借を行う。
選定理由	全庁LANシステムで使用するノートパソコンについては、平成２９年度から下記事業者からリースされた物品を使用している。 当該物品は、全庁LANシステム構築事業者による動作確認が行われたものであるが、現在、同等品のCPUのリソースが不足している。 構築事業者による動作未保証の物品を使用する場合、改めて動作保証確認を実施する必要があるため、調達の遅延及び追加経費が発生する原因となる。 下記事業者は、全庁LANシステム構築事業者であり、動作確認の保証された物品を必要数用意することができる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT・ＴＣリース株式会社 住所：東京都港区港南１－２－７０
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	13,405,910 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和５年３月３１日
担　当　課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

486

特命随意契約理由書

件　　名	全庁ＬＡＮ等運用保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	平成28年度に再構築した全庁LANシステムを今年度稼動させるに際して、運用保守業務を委託する。
選定理由	1. 導入年度　平成19年度（平成28年度再構築開始） 本システムは、情報系ネットワーク、基幹業務系ネットワーク、全庁LAN端末、基幹業務系端末を含む基盤となる情報処理システムである。 2. 対象　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条４号 3. 評価　対応が迅速で良好のため 再構築後５年目であり、評価は良好である。既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 住所：港区港南１－９－１
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	230,634,800　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月31日
担　当　課	政策経営部IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

487

件　　名	総合窓口の一部事務業務
種　　類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	「本庁舎総合案内業務」「総合窓口課ハイカウンター業務」「本庁舎代表電話交換及びコールセンター業務」を一括して委託する。
選定理由	1.プロポーザル年度　平成29年度（平成30年度開始） （平成29年12月14日付29千地総窓発第200号） 2.該当　　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱８条第６号 3.継続年数　3年 4.評価　　良好な業務成績のため 5.更新　　令和２年12月17日　「指名業者選定委員会」承認 継続４年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社パソナ 住　所　東京都千代田区大手町二丁目６番２号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	170,907,220　円（消費税を含む） ※総価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

473

特命随意契約理由書

件　　名	滞納整理支援システムサーバ環境及びネットワークの保守業務
種　　類	物　品：その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	滞納整理支援システム（以下「本システム」という。）の管理サーバハウジング（以下「サーバハウジング」という。）は、常時空調・防火・防災に優れ、安定したシステムの稼働環境を確保するため総合住民サービスシステム事業者が運営するデータセンターに設置し、かつ個人情報連携など一体化を図り、本システムの円滑な運用の保守管理を行う。
選定理由	１．本システムの導入　平成２７年７月 ２．住基及び住民税等を処理している総合住民サービスシステムと本システムは逐次情報連携を図りデータ更新が必要な回線・サーバハウジングである。 両システムのセキュリティレベルを同水準に保つことや、既設の機器の管理及び情報処理システムが密接不可分の関係にあり、同一者以外では、接続時の責任区分が不明確になり、また故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。 なお、令和３年４月から令和３年９月までは、令和元年９月12日付で行われた令和元年度第９回指名業者選定委員会にて延長協議済みであり、令和３年10月からは次期総合住民サービスシステムに統合されるためＩＴ推進課に業務を引き継ぐ。
契約の相手方	名　称　株式会社　電算 住　所　長野県長野市鶴賀七瀬中町２７６－６
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	2,102,760　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年９月３０日まで
担　当　課	地域振興部　税務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	地域医療・介護サービス資源情報システム保守・運用業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	(1) 地域医療・介護サービス資源情報システムの運用、保守 (2) 掲載対象機関への調査業務 (3) その他付帯業務
選定理由	1. プロポーザル年度 平成２９年度 (平成 29 年 9 月 15 日付 29 千保在支発第 179 号) 平成２９年９月３０日開始 2. 該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条４号 3. 継続年数　　４年度 4. 評価　良好な業務成績のため 継続４年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　トーテックアメニティ株式会社　東京営業所 住　所　東京都新宿区西新宿２－１－１
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	4,197,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

150

特命随意契約理由書

件　　名	定期報告に係る電子データ化等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品、委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	定期報告書受付印押印、電子化及びデータ入力
選定理由	国や地方公共団体等は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めなければならない。 区では、障害者優先調達推進法第９条の規定に基づき、「平成30年度　千代田区における障害就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達するように努めている。また、その調達に際しては、地方自治法施行令第167条の２第１項第３号の規定による随意契約を積極的に活用することとしている。 下記事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設を有し、東京都知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者である。 以上の理由により、下記事業者を特命随意契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　社会福祉法人　日本キリスト教奉仕団 住　所　東京都板橋区高島平９－４２－７
※契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※契約金額	※ 単価 **契約のため、契約金額は支出限度額** 3,950,100 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	特別区民税・都民税にかかる課税資料整理等業務
種　　類	物　品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	特別区民税・都民税にかかる業務のうち、給与支払報告書等の資料整理、課税照会への回答資料とりまとめ等、課税事務にかかる定型的な業務処理を委託する。
選定理由	1．プロポーザル年度　令和２年度開始 （令和２年 10 月 12 日付２千地税務発第 339 号） 2．該　　当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条６号 3．継続年数　１年 4．評　　価　良好な業務成績のため 引続き令和３年度も契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　富士ソフトサービスビューロ株式会社 住　所　東京都墨田区江東橋二丁目１９番７号
※　契約年月日	令和　3 年 4 月 1 日
※　契約金額	6,500,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年６月３０日まで
担　当　課	地域振興部税務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

契約番号第 452 号

件　　名	特別区民税・都民税課税資料データパンチ業務
種　　類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	令和３年度特別区民税・都民税の賦課及び徴収に必要不可欠な課税資料(※1)の情報を、千代田区が使用している総合住民サービスシステムの仕様に沿って入力(パンチ)し、パンチデータを税務課が指定する総合住民サービスシステム内のフォルダに格納する。 (※1)給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、電子申告分および紙申告分の両方を含む。
選定理由	下記業者は、個人住民税システムを含む本区の基幹システムの運用保守委託先業者であり、パンチデータのエントリープログラムの作成、事前検証、個人住民税システムへのエントリー及びエントリー後の確認等を一連の業務として円滑に行い、個人情報を含む情報の取扱いについては、安全・確実に実施する（パンチデータをＣＤ等の外部記録媒体を介さず直接基幹システム内のフォルダに格納する等）ことのできる唯一の業者である。 また、令和３年２月に課税資料の読取システムを導入した。スキャンデータは基幹系システム基盤上のサーバーで管理され、今後は同サーバー上で原票の送信、パンチデータの受信を行う予定であり、これらにアクセスできるのは運用保守委託先業者のみである。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。 なお、住民情報システムのリプレースに際し、パンチデータの登録方法の再検討を行い、入札可能な部分は入札による業者選定への切り替えを図っていくものとする。
契約の相手方	名　称　　株式会社　電算 住　所　　長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※契約金額	634,326 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年５月 31 日まで
担当課	地域振興部　税務課
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

297

特命随意契約理由書

件　　名	番町小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	番町小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選定理由	番町小学校には、民設民営の学校内学童クラブ(アフタースクール)が併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社日本保育サービス 住　所　　愛知県名古屋市東区葵３－15－31 千種ニュータワービル 17 階
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	11,000,000　円（消費税を含む） ※総価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日　から　令和４年３月 31 日
担　当　課	子ども部　児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	被災者生活再建支援システム保守業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	被災状況の調査から、その結果集約、り災証明書発行と、それにより作成する被災者台帳を用いた被災者への生活再建支援の進捗管理を一括して行う被災者生活再建支援システムについて、機能を維持するため機器の保守契約を締結する。
選定理由	1　導入年度　令和２年度　更新（特命随意契約） 2　被災者生活再建支援システムは、東京都が「東京都地域防災計画」に基づき平成26年度に都内全自治体に導入したもので、京都大学、新潟大学、東京都、NTT東日本（東日本電信電話株式会社）が過去の災害をもとに開発したものである。 対象となる区民のデータは、住民基本台帳データベースから取り込むなど、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　東日本電信電話株式会社 住　所　東京都新宿区西新宿3-19-2
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,189,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部　災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	本事業は、令和２年度に実施した「認知症早期発見事業」の調査訪問等により発見された認知症の疑われる区民に対し、調査訪問をした調査員が引き続き定期的な訪問等による見守りや相談等を行い、早い時期から安定した在宅生活が確保されるよう必要な支援を実施する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　DASC 研修会等に参加し、その技術を身に着けていること。 2　成人・高齢者の訪問看護実績があること 3　千代田区が開催する、在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会認知症連携推進部会、高齢者サポートセンター評価委員会等、医療連携の諸会議において委員を配置していること。 4　区内全域への派遣ができること。 5　定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社ＡＣＴＩＶＥ　ＣＡＲＥ　ＡＧＥＮＣＹ アクア訪問看護ステーション 住　所　千代田区神田司町２－１７－６　新商神田ビル５Ｆ
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	880,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	本事業は、令和２年度に実施した「認知症早期発見事業」の調査訪問等により発見された認知症の疑われる区民に対し、調査訪問をした調査員が引き続き定期的な訪問等による見守りや相談等を行い、早い時期から安定した在宅生活が確保されるよう必要な支援を実施する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　DASC 研修会等に参加し、その技術を身に着けていること。 2　成人・高齢者の訪問看護実績があること 3　千代田区が開催する、在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会認知症連携推進部会、高齢者サポートセンター評価委員会等、医療連携の諸会議において委員を配置していること。 4　区内全域への派遣ができること。 5　定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　有限会社くくむ　　岩本町訪問看護ステーション 住　所　千代田区東神田１－５－１ ディアハイム神田岩本町７０３号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	880,000 円（消費税を含む） **※単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	本事業は、令和２年度に実施した「認知症早期発見事業」の調査訪問等により発見された認知症の疑われる区民に対し、調査訪問をした調査員が引き続き定期的な訪問等による見守りや相談等を行い、早い時期から安定した在宅生活が確保されるよう必要な支援を実施する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　DASC 研修会等に参加し、その技術を身に着けていること。 2　成人・高齢者の訪問看護実績があること 3　千代田区が開催する、在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会認知症連携推進部会、高齢者サポートセンター評価委員会等、医療連携の諸会議において委員を配置していること。 4　区内全域への派遣ができること。 5　定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社ステラ 九段訪問看護ステーション 住　所　千代田区九段北１－１０－５　九段櫻ビル３０２号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	880,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	本事業は、令和２年度に実施した「認知症早期発見事業」の調査訪問等により発見された認知症の疑われる区民に対し、調査訪問をした調査員が引き続き定期的な訪問等による見守りや相談等を行い、早い時期から安定した在宅生活が確保されるよう必要な支援を実施する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1　DASC 研修会等に参加し、その技術を身に着けていること。 2　成人・高齢者の訪問看護実績があること 3　千代田区が開催する、在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会認知症連携推進部会、高齢者サポートセンター評価委員会等、医療連携の諸会議において委員を配置していること。 4　区内全域への派遣ができること。 5　定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社　双泉メディカルサポート かのん訪問看護ステーション 住　所　葛飾区青戸５－３０－４ 三和ニードルベアリングビル４Ｆ
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	880,000　円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

225

特命随意契約理由書

件　　名	有料ごみ処理券の印刷
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	事業者や区民が事業系ごみ及び粗大ごみを排出する場合、各区の条例で、ごみ袋や粗大ごみ等に各区有料シールを貼付する事が定められている。こうしたごみを排出する際、添付する有料シールを作成する。
選定理由	この有料シール作成にあたっては、印刷経費の低減を図るために２３区がそのスケールメリットを生かし、契約相手方を１社とする手法が有効として従前から導入している。 このため、２３区の清掃事業移管準備担当課で組織していた清掃部会において業者の選定を行い、その上部組織として、清掃事業移管準備担当部長を構成員とする清掃移管実施委員会（以下「委員会」という。）において了承され、業者選定を行ったものである。 下記事業者はこの委員会で選定されたものであるため契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　凸版印刷株式会社 住　所　東京都文京区水道１－３－３
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	9,385,200 円（消費税を含む） ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部　千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	幼稚園・保育園・こども園給食用菓子の購入
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	幼稚園・保育園・こども園の乳幼児の延長保育用菓子を購入する。
選定理由	幼児が喫食する菓子は、献立に応じて多様な種類が必要で、且つアレルギーの対応や安全の担保が求められている。全ての商品の原材料配合率標記、アレルギー標記（原材料以外で製造工場内にあるアレルギー物質コンタミネーション含む）、遺伝子組み換え標記、製造所所在地（産地）標記、細菌検査結果標記、がなされていることが必置である。 下記業者は区内全園への納品が可能で、上記条件を満たす唯一の業者であるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名　　株式会社　サンワールド東東京 所在地　　東京都江戸川区西一之江４－８－２２
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,512,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

488

特命随意契約理由書

件　　名	例規検索システム等運営業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区が保有する例規及び要綱並びに法令データを編集してデータベース化し、　Ｗｅｂ上で閲覧・検索ができるシステムの運営を行う。
選定理由	1　プロポーザル年度　平成30年度 (平成30年10月29日付、30千政総務第254号　平成31年度開始) 2　該　当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第４号 3　継続年数　３年目 4　評価　良好なため 継続３年目であり、評価は良好なため、引き続き令和３年度においても、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称　：　第一法規株式会社 住所　：　東京都港区南青山二丁目11番17号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	3,421,440 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月31日まで
担　当　課	政策経営部　総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

623

特命随意契約理由書

件　　名	新型コロナウイルスワクチン移送等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施にあたり、ワクチン等の必要物品を適切な方法により円滑に移送する。
選定理由	本事業では、国から供給を受けるワクチンを、区の接種の計画に基づき、集団接種会場と協力医療機関に、接種人数に対応した数量に小分けし、冷凍保存のための専用電源の確保を行った上で、迅速に移送することが必要となる。 移送のための作業員や車両の確保、24 時間の専用電源の確保といった履行体制を確保することができる事業者は下記事業者に限られる。 以上の理由により下記の事業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名　称　　株式会社ロジクエスト 住　所　　東京都千代田区大手町２丁目２番１号新大手町ビル４階
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 16 日
※　契約金額	28,227,760 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年２月 28 日まで
担　当　課	健康推進課（新型コロナウイルス予防接種担当）
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

535

特命随意契約理由書

件　　名	システム標準化にかかる調査・分析業務
種　　類	委託
概　　要	国の方針により、住民基本台帳システム等 17 システムについて国が作成した標準仕様に準拠したシステムへの移行を令和７年度までにおこなう予定となっている。 標準システムへの移行をスムーズに行うため、現行システムの機能要件、データ要件、連携要件等について調査・分析をおこなう。
選定理由	現行の基幹系システムの多くは千代田区総合住民サービスシステム運用保守業務を委託している株式会社電算のシステムを利用していることから、当事業者がシステムの機能要件、データ要件、連携要件等を調査することが効率的である。 また、本業務には基幹系システム間の連携要件の調査・分析が含まれており、俯瞰的に各システムを調査する必要があることから、本区の基幹系システムである総合住民サービスシステムの運用保守業務を行っている当事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社 電算 住　所　長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 19 日
※　契約金額	27,500,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年９月 30 日
担　当　課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

603

特命随意契約理由書

件　　名	個人情報安全管理措置等運用監査
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	令和元年度から 3 年計画にて、第三者による独立的かつ専門的な立場からの段階的な支援により、保有個人情報の安全管理措置について、適切な管理及び運用に対する職員の意識向上、事務処理及びシステムに関するセキュリティの向上を図ることを目的として実施する。 また、次年度統合予定の情報システム運用管理に係る情報セキュリティ監査に関連して、情報システム利用部門への情報セキュリティ監査を実施する。
選定理由	1　プロポーザル年度　令和元年度（令和元年度開始） （令和元年 10 月 1 日付　31 千政ＩＴ発第 91 号） 2　該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱８条第６号 3　継続年数　３年目 4　評価　良好 継続３年目であり、業務成績は良好なため、令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。ただし、３年を経過した時点で競争により業者の選定を行うものとする。
契約の相手方	名　称：株式会社　ファイブドライブ 住　所：東京都千代田区神田鍛冶町３－４　oak 神田鍛冶町３階
※　契約年月日	令和　3 年 4 月 19 日
※　契約金額	11,258,500 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部　ＩＴ推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区公衆無線LANサービスにおける認証方式の変更業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概　　要	区は公衆無線ＬＡＮとして、CHIYODA Free Wi-Fiを提供しており、利用者は接続の際メールアドレスの登録を必要とするが、現行の方式ではメールアドレスを介さずに接続ができてしまい、個人情報の紐づけがないことから、犯罪等に悪用されるリスクがある。そのため、CHIYODA Free Wi-Fiに利用者が接続する際、登録したメールアドレスの実在性を確認することが可能となるよう、メールリターン方式への変更を行う。
選定理由	平成27年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線ＬＡＮサービス（CHIYODA Free Wi-Fi）を開始した。その際、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者が、アクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。 今回のメールリターン方式への変更にあたっては、既設の機器、設備、情報処理システムを使用し、接続時の一過程のみを変更するものであり、設置した事業者以外の工事の場合、業務の履行に支障が生じる。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　東日本電信電話株式会社 所在地　東京都港区港南一丁目９番１号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 28 日
※　契約金額	990,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年７月30日
担当課	政策経営部　IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

550

件　　名	感染性廃棄物の収集運搬業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場（５会場）から排出される感染性廃棄物の収集運搬業務を行う。
選定理由	本件は、４月 28 日に入札（収集運搬・処理業務）を行い、下記事業者のみが応札したが、特別管理産業廃棄物処分業許可を持っていないことが判明し契約を中止した。業務開始までの期間がなく再入札が困難であり、応札事業者が下記事業者のみであったことから、収集運搬業務については、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称：株式会社リバース 所在地：東京都板橋区舟渡４－16－９
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 30 日
※　契約金額	1,320,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年７月 18 日まで
担　当　課	保健福祉部 健康推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

608

特命随意契約理由書

件　　名	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施にあたり、集団接種が円滑に進むように当日の会場事務運営を行う。
選定理由	本事業は、「新型コロナウイルス予防接種に係るコールセンター及び窓口等業務」により導入・運用したワクチン接種のための予約システムを使用し、接種の予約を行った区民の受付、接種会場での接種案内までを行うものである。 下記事業者は、令和２年度及び令和３年度の「新型コロナウイルス予防接種に係るコールセンター及び窓口業務」の受託者であり、そのノウハウを活用することができより一層の円滑な会場運営が可能である。 また、接種予約人数の規模によりスタッフの手配と確保を確実に履行できる業務体制を有することが求められるが、他の類似事業者では、これらを満たすことが十分に期待できず、競争入札に付すことが不利な状況にある。 下記の事業者を、契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　　アデコ株式会社 住　所　　千代田区霞が関３－７－１
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　30　日
※　契約金額	38,258,034　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年７月18日まで
担　当　課	健康推進課（新型コロナウイルス予防接種担当）
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

3/4

特命随意契約理由書

件　　名	リモートワークシステム運用保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	新型コロナウィルス感染症等の災害の発生時において、業務の継続性を確保するためにリモートワークを導入することは非常に有用である。このことから、ネットワーク環境の整備を含めたリモートワークシステムの運用保守を委託する。
選定理由	下記事業者は、全庁ＬＡＮシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、令和２年度はリモートワークシステムを構築し、その後の運用保守業務も行っている。 本システムの運用保守業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁ＬＡＮシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称：東日本電信電話株式会社 所在地：港区港南１－９－１
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	8,662,500 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

609

件　　名	客引き行為等防止パトロール業務
種　　類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、区の指定する地域を巡回・駐留警戒し、客引き行為等をする者に対する指導及び来街者等への啓発活動を行う。併せて、路上喫煙や放置自転車等への指導を行う。
選定理由	1．プロポーザル年度：令和２年度 （令和03年02月03日付2千地安生発第213号　令和3年度開始） 2．該当：千代田区プロポーザル方式業者選定要綱第8条第6号 3．継続年数：初年度 プロポーザル方式によって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称　シンテイ警備株式会社 住所　中央区新富一丁目８番８号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	44,550,000　円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担当課	安全生活課
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第1項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	区立麹町小学校普通教室化改修工事に伴う申請補助業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計・測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概　　要	用途変更に伴う、計画通知等の申請補助業務を行う。
選定理由	区立麹町小学校普通教室化改修工事の設計を進めたところ、出張所の区民館から小学校に用途変更するエリアの面積が 200 ㎡を超える事がわかった。こうしたことから、建築基準法第 18 条第 2 項の規定により計画通知が必要となる改修工事であることが確実となった。 下記業者は、令和 2 年度に「区立麹町小学校普通教室化改修設計等業務」の請負者であり、当該施設建設時の設計でもあるため、設計内容や計画通知先との協議経緯等を十分理解している。このことから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社ＩＮＡ新建築研究所 住　所　東京都文京区白山３丁目１番８号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	9,977,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年７月３０日まで
担　当　課	政策経営部　施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

456

件　　名	千代田保健所自家用電気工作物保安管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)　その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和２年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　：　千代田区西神田一丁目２番４号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	468,600　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部　地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

★特命随意契約理由書

456

件　　名	飯田橋車庫（車庫棟）自家用電気工作物保守管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、隔月及び年次点検の他、３年に１回精密点検を行うものであり、３ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和２年度の委託業者として選定された。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　株式会社　ＴＫテクノサービス 住　所　：　千代田区西神田１－２－４
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	154,440 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年　４月　１日　から　令和４年　３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部　千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

635

件　　名	千代田区役所本庁舎執務室レイアウト変更業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・(委託)その他（　　）
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	令和３年度組織状況に合わせ執務室環境を整理するとともに、執務環境向上のため、千代田区役所本庁舎レイアウト変更等を実施する。
選定理由	下記事業者は、平成19年度に現庁舎を開設した際にプロポーザルにより移転業務を請け負った業者である。前年度もレイアウト変更業務を行っており、短時間のうちに本件変更作業を最も効率的且つ適確に実施できるのは、下記業者をおいてほかにない。 以上の理由により下記業者を契約の相手先とする。
契約の相手方	名　称：株式会社 ウチダシステムズ 所在地：東京都中央区新川１－２１－２
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 23 日
※　契約金額	3,975,290 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年６月１６日
担　当　課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

652

特命随意契約理由書

件　　名	岩井臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ②
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	平成19年度から千葉県岩井海岸で実施している臨海学校の開催にあたり、児童・引率等が宿泊し、食事の提供を受けるため施設を借上げる。
選定理由	借上げ施設については、海水の環境状況が良好である７月２１日から７月２９日までの間に学校利用による全館貸し切りができる施設であることや、児童の安全の確保と事業の円滑な運営を確保するために以下の条件を満たす施設であることが必要である。 ①１００名以上の宿泊が可能な施設であること。 ②大型バスの駐車スペースが実施期間中に確保できること。 ③学校の受入実績があり、食堂・浴室・学習スペース等が十分確保できること。 宿泊規模及び客単価の水準以内で、以上の条件を満たす施設を探したところ、民宿ごんべえ及び治郎吉のみであった。 このため、本件については、下記事業者を契約の相手方に指名する。 なお、民宿ごんべえについては、同一期間中に開催する件名「岩井臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ①」にて指定する。
契約の相手方	所在地：千葉県南房総市久枝５３１ 名　称：治郎吉
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	3,528,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日～令和３年７月３０日
担　当　課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

654

特命随意契約理由書

件　　名	滞納整理支援システムの更新業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	1.　個別システムである滞納整理支援システムは、現在使用しているサーバのサポートが終了していることから、セキュリティ及びデータの安全性確保のため更新対応が必要となっている。 2.　更新は、業務と運用保守の効率化、及びセキュリティ確保に対応するため、現行総合住民サービスシステムとの統合運用を行う。
選定理由	現行システムとのデータ連携及び共通なセキュリティレベルでの管理・運営が必須であることから、現行システム運用保守事業者に委託することにより、短期間かつ経済的に対応を図ることができる。 1　生体認証を含む二要素認証によるシステムログイン及び端末からの書出し制御を行う必要がある。現行システムで実装運用中のログイン認証及び書出し制御の仕組みを利用することにより実装することができるため、個別調達にかかる経費の二重投資を防ぐことができる。 2　現在個別５業務システムを構築している基幹系システム基盤上に滞納整理支援システムも構築することで、個別調達に係るデータセンタ利用・回線使用にかかる経費の二重投資を防ぐことが出来る。 3　滞納整理支援システムは現行システムからの住民情報及び税情報及び収納消込情報の取り込みを実施するために独自にシステム改修を実施してきている。現行システムの運用保守事業者は滞納整理支援システムとの連携が可能で、今までのシステム改修対応を利用することが出来るため、個別調達に係る要件定義等が不要となり経費と職員の負担を軽減することに繋がる。 上記理由により、本業務については、現行システム運用保守事業者である下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名　称　：　株式会社　電算 住　所　：　長野県長野市鶴賀七瀬中町２７６－６
※　契約年月日	令和３年４月１日
※　契約金額	28,464,700円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年９月30日
担　当　課	政策経営部ＩＴ推進課

根 拠 規 程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

632

特命随意契約理由書

件　　名	麹町中学校スキルアップ宿泊に伴う宿泊施設の借上げ等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	中学校合同行事のスキー教室に代えて、平成28年度から富士五湖で行っている「麹町中学校スキルアップ宿泊」の実施にあたって、宿泊施設を借上げるとともに賄い業務の提供を受ける。
選定理由	「麹町中学校スキルアップ宿泊」を実施するにあたり、生徒の安全確保と事業の円滑な実施のために以下の条件を満たす必要がある。 ① フロア全体を貸し切り、参加生徒全体での研修が実施可能であること。 ② 学校事業の受入実績があり移動教室支援のノウハウを持っている事業者が運営していること。 周辺の複数施設について検討した結果、以前の使用実績が良好であり、宿泊規模が適切で客単価が水準以内で、上記条件を満たす施設として「ホテル光風閣　くわるび」を選定した。 以上の理由から、同施設の運営会社である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称：株式会社 ＨＡＭＡＹＯＵリゾート 所在地：山梨県南都留郡富士河口湖町西湖１０２３番地
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	5,331,920 円（消費税を含む） **※単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日～令和３年７月５日
担　当　課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	商工融資システムに係る保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	商工融資システムを円滑に運営するため、各種障害時に迅速に対応する保守業務を行う。
選定理由	１．プロポーザル年度　平成２９年度 （平成３０年２月１日付千地商観発第２７５号 平成３０年度開始） ２．該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第４号 ３．継続年数　３年 ４．評価　業務成績に問題が無いため ５．継続４年目であり業務成績に問題が無いため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に選定する。
契約の相手方	名　称　（有）オー・シー・エス 住　所　東京都中野区野方１－３２－１　石川ビル３Ｆ
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	594,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	地域振興部　商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

176

特命随意契約理由書

件　　名	介護保険サポーター・ポイント制度運営業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	介護保険サポーター・ポイント制度は、ボランティア活動の一形態であり、介護保険施設等でサポート業務に従事した高齢者に対して、ポイントを付与、換金し、転換交付金の交付を行う業務である。
選定理由	下記事業者は、地域福祉の向上・推進を図るため、「ちよだボランティアセンター」を運営している。その内容には、各施設・団体への積極的な活動支援、高齢者とボランティア受け入れ先とを繋ぐ役割、事業の円滑な運営のための区内介護保険施設との連絡・連携体制の構築が含まれる。 介護保険施設でボランティア活動を円滑に行うためには、ちよだボランティアセンターとの一体的な支援が必要不可欠である。それらの情報・知識・ノウハウなしには業務が履行できない。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが一者に特定される。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　社会福祉法人　千代田区社会福祉協議会 住　所　東京都千代田区九段南１-６-１０
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,882,870 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

254

件　　名	九段中等教育学校ＩＣＴ教育システム保守管理支援業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他（賃貸借）
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	ＩＣＴ教育システムにかかるネットワーク及び機器等の保守管理支援
選定理由	1. プロポーザル年度　平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 18 日付 30 千中等シ発第 680 号　令和元年度開始) 2. 該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条 4 項 3. 継続　２年 4. 評価　良好なため 継続３年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても、下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名称　株式会社　内田洋行 住所　東京都江東区東陽二丁目３番２５号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	8,486,412　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日
担　当　課	九段中等教育学校　経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

261

件　　名	病後児保育実施業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	病後児保育とは、千代田区病後児保育実施要綱（以下「要綱」という。）の目的にある児童が、病気の回復期にあり集団保育を行うことが困難な期間に、当該児童を一時的に預かる事業である。実施にあたっては、要綱第３条に定める千代田区内の施設で、その業務を行うものである。
選定理由	1. 導入年度　平成17年度 2. 本業務は、要綱により区内の施設において実施することが規定されており、実施できる区内保育施設「東京都認可保育所ポピンズナーサリースクール一番町」を有するのは、下記事業者のみであり、事業実績評価も良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社ポピンズ 住　所　　東京都渋谷区広尾５－６－６　広尾プラザ５階
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	3,847,800 円（消費税を含む） **※総価一括契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月31日まで
担　当　課	子ども部　子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

267

特命随意契約理由書

件　　名	子ども・子育て支援システム「こあら」報告・給付サブシステムのバージョンアップ業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	国や都へ申請する給付金額算定のため、子ども・子育て支援システム「こあら」報告・給付サブシステムの令和３年度対応の改修、職員への操作指導を行う。
選定理由	本電算システムは、下記業者が開発したものである。当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、再構築であり、既存システムと密接不可分の関係にあり、同一の開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由から下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社日本システムブレーンズ 住　所　台東区浅草橋１－９－１６
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	550,000　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年６月３０日
担　当　課	子ども部子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

302

件　　名	区立学校施設等の機械警備業務（番町小学校　他１施設）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	番町小学校・幼稚園および一番町児童館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	各施設は、番町小学校・幼稚園がH19年、一番町児童館がH11年から、下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和元年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　セコム株式会社 住　所　　渋谷区神宮前１－５－１
※　契約年月日	令和　3　年 4 月 1 日
※　契約金額	1,194,600　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担当課	子ども部　子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

◎ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

◎ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	区有施設における清掃工場発電余剰電力接続供給業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	清掃工場の排熱を利用して発電したＣＯ2 排出量の少ない電力の供給を受ける。
選定理由	下記事業者は、清掃工場でのごみ焼却時の排熱から発電した余剰電力の販売等を目的に、東京 23 区清掃一部事務組合等の出資により平成 18 年 10 月 24 日に設立され、23 区内の公共施設等へＣＯ2 排出量の少ない電気を廉価で提供している。 また、区では「千代田区地球温暖化対策実行計画」において、下記事業者の電力を受給することにより、ＣＯ2 排出量の削減目標を掲げ、教育関係・清掃関係施設へ供給して温暖化防止対策としての成果を上げている。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称：東京エコサービス株式会社 住　所：東京都港区浜松町一丁目 10 番 17 号
※　契約年月日	令和３年４月１日
※　契約金額	８６，１６８，０００円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	子ども施設課、九段中等教育学校、千代田清掃事務所、道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

446

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区認知症支援サービス推進調査業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区（以下「区」という。）の認知症施策の進捗と課題についての調査研究を継続し、その結果に基づき、本人主体の認知症ケアの実現に向けた認知症支援サービスの方向性と、人材育成、関係機関の連携推進、認知症に理解ある地域づくりのための方策を明らかにする。
選定理由	1．認知支援サービス事業開始　平成25年度 構築調査（25・26年度）推進業務（27年度） 推進調査業務（28～令和２年度） 認知症早期発見事業の開始　平成25年度 仕組みづくり（25・26年度） 発見業務（27～令和２年度） 2．本事業は、区の認知症施策を適切かつ効果的に展開するために、計画、進行、到達状況を調査し、区に助言、指導を行うものである。また、早期発見事業は、認知症高齢者が受援拒否等困難事例化することを防ぐため、適切な対応方法等を調査検証するものである。 下記業者は、東京都の高齢者医療・保健・福祉行政を研究分野で支えている唯一の地方独立行政法人の研究所であり、平成25年度から上記の業務を受託し、区の事業実施の調査・構築を行ってきた。 3．令和３年度は、第８期介護保険事業計画の初年度であるとともに、令和元年６月に策定された「認知症施策推進大綱」の趣旨を睨んだ認知症支援サービス事業の見直し・検討を行い、区の認知症施策の方向性を決定するという課題がある。これらにかかる適切な助言、指導を行うためには、区の「認知症支援サービス推進業務」の経過を把握し、認知症事業についての研究実績を持っていることが必要である。 4．契約の目的達成には、能力その他複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件についてはこれを満たすものは複数存在するが、すべてを満たすものが１者に限られる。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センター 住　所　東京都板橋区栄町３５－２
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	2,695,000　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	保健福祉部　在宅支援課

特命随意契約理由書

件　　名	「神保町ひまわり館」総合管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	「神保町ひまわり館」の建築物及び建築設備、並びに「これらの付帯設備等の維持管理業務（清掃・設備管理・保守警備・環境衛生管理）の機能及び美観を維持し、利用者・居住者の便宜を図り、当該業務を合理的かつ効率的に執行する。
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改訂）に基づき、令和２年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で、翌年に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社クリーン工房　神田支店 住　所　東京都千代田区神田須田町一丁目１０番地4－１１０１
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	19,173,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担当課	地域振興部　神保町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

214

件　　名	一番町児童館冷温水発生機保守業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	一番町児童館冷温水発生機保守業務
選定理由	(1) 本業務は、いずれも下記事業者が製造・施工したものである。 (2) 設備機器の維持管理で、既設の操作盤など細部の情報など密接不可分の関係にあり、同一事業者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど業務の履行が達成できない。 下記事業者は、令和2年度中の管理業務の履行状況が良く、設備機器の維持管理に優れていることから、契約の相手方として指定する。
契約の相手方	会社名　テクノ矢崎株式会社　関東支店 所在地　品川区南品川二丁目2－10
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	938,685 円（消費税を含む）
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日まで
担当課	子ども部　子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

222

特命随意契約理由書

件　　名	営繕積算システム賃貸借
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他（賃貸借）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	東京２３区で統一した工事経費を算出し、２３区内での工事経費積算額の不均衡を無くすとともに、積算業務の合理化・省力化を図るため、営繕積算システム（「ＲＩＢＣ２」）のライセンスの貸与と新年度単価等のデータ購入を行う。
選定理由	１　導入年度　　平成20年度 営繕工事経費積算は、東京都財務局で示される工事積算単価及び仕様を使用して積算するものであり、下記の事業者がシステムを開発し提供している。このため、システム開発、統一データ提供など全ての条件を満たすものが１者に特定されるものである。 以上の理由から、下記事業者を契約相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 住　所　東京都港区西新橋３－２５－３３　ＮＰ御成門ビル５階
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	1,003,200　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年　４月　１日から　令和４年　３月　31日
担　当　課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

286

特命随意契約理由書

件　　名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（4月分）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他（売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成１２年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成１２年３月２７日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　千代田区リサイクル事業協同組合 住　所　東京都千代田区飯田橋２－１２－１
※契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※契約金額	1,271,850 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年４月３０日まで
担　当　課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

354

特命随意契約理由書

件　　名	外濠公園総合グラウンド予約システム保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	外濠公園総合グラウンド予約システムの保守
選定理由	本システムは、平成２８年度に公募制指名競争入札により下記業者が開発し、平成２９年１月から運用を開始したものである。 導入５年目であり、情報処理システムの維持管理保守で、既設の情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない よって、下記事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	名　称　株式会社ジーウェイブ 住　所　千葉県千葉市美浜区中瀬１－３ 幕張テクノガーデンＢ棟１０階
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	1,519,980 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担当課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

393

特命随意契約理由書

件　　名	区立小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検
選定理由	1.各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。 2.本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　東京瓦斯株式会社　都市エネルギー事業部 住　所　東京都港区海岸一丁目５番２０号
※　契約年月日	令和　3　年　4月　1　日
※　契約金額	2,104,305 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	子ども部　子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	区営・区民住宅等管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区営・区民住宅居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和2年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和2年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、令和3年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名　称　株式会社　ミザック　千代田支店 住　所　東京都千代田区神田三崎町二丁目１５番５号
※　契約年月日	令和3　年 4 月 1 日
※　契約金額	45,144,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

607

件　　名	LINE によるセグメント配信システムの構築及び LINE 保守運用業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区政情報をセグメント配信することで、区民に対し必要な情報を必要な人に届けることが出来る仕組みを構築する。また LINE の配信環境の保守運用を行い、ユーザーが快適に情報を受け取れる体制を整える。
選定理由	「LINE によるセグメント配信システム」の構築にあたっては、区ホームページに掲載した、「緊急情報」を LINE にてプッシュ配信することで、ホームページの情報を、区民にリアルタイムで提供する。 現行ホームページの機能を追加であり、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラム増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障を来すおそれがある。以上の理由により、ＨＰの運用・保守を行っている下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　グローバルデザイン株式会社 住　所　　東京都港区港南二丁目16番4号　品川グランドセントラルタワー9階
※　契約年月日	令和　3 年　4 月　1 日
※　契約金額	6,952,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	政策経営部　広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

651

特命随意契約理由書

件　　名	岩井臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ①
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	平成19年度から千葉県岩井海岸で実施している臨海学校の開催にあたり、児童・引率等が宿泊し、食事の提供を受けるため施設を借上げる。
選定理由	借上げ施設については、海水の環境状況が良好である７月２１日から７月２９日までの間に学校利用による全館貸し切りができる施設であることや、児童の安全の確保と事業の円滑な運営を確保するために以下の条件を満たす施設であることが必要である。 ①１００名以上の宿泊が可能な施設であること。 ②大型バスの駐車スペースが実施期間中に確保できること。 ③学校の受入実績があり、食堂・浴室・学習スペース等が十分確保できること。 宿泊規模及び各単価の水準以内で、以上の条件を満たす施設を探したところ、民宿ごんべえ及び治郎吉のみであった。 このため、本件については、下記事業者を契約の相手方に指名する。 なお、治郎吉については、同一期間中に開催する件名「岩井臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ②」にて指定する。
契約の相手方	所在地：千葉県南房総市久枝７６９ 名　称：民宿ごんべえ
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	5,684,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日～令和３年７月３０日
担　当　課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

400

件　　名	安全・安心パトロール業務
種　　類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、犯罪等を未然に防止し、併せて生活環境を改善することを目的に、区内の巡回パトロールを24時間365日実施
選定理由	1．プロポーザル年度：令和２年度 （令和3年1月27日付2千地安生発第205号　令和3年度開始） 2．該当：千代田区プロポーザル方式業者選定要綱第8条第6号 3．継続年数：初年度 プロポーザル方式によって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称　シンテイ警備株式会社 住所　中央区新富一丁目８番８号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	147,886,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担当課	安全生活課
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第1項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

265

件　　名	外濠公園総合グラウンド利用申込受付等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	外濠公園総合グラウンド利用申込受付業務
選定理由	1　導入年度　平成19年度利用受付業務開始 2　対　　象　指定管理者協定第１１条に準拠 3　継続年数　14年　事業実績評価も良好である。 本業務の受付に関しては、従来から九段生涯学習館を受付・申込会場としている。九段生涯学習館の管理運営を行っている指定管理者グループに履行させることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上の事により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社　小学館集英社プロダクション 住　所　東京都千代田区神田神保町２－30　昭和ビル
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	753,400　円（消費税を含む） ※総価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月31日
担　当　課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の２第１項第６号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

324

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区駐車場整備計画改定支援業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	昨年度に引き続き「千代田区駐車場整備計画」(平成１５年改定)の改定に向けて外部委員会の運営補助などの必要な支援を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度　令和元年度 (令和元年6月13日付31千環景都発第45号　令和元年度開始) 2. 該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条１号 3. 継続年数　2年 4. 評価　　良好な業務成績のため 継続３年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　一般財団法人計量計画研究所 住　所　新宿区市谷本村町２－９
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	1,595,000　円(消費税を含む)
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部　景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

252

特命随意契約理由書

件　　名	防火設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種　　類	物　品：委託
工事場所	
概　　要	建築基準法第12条第3項の規定に基づく、防火設備定期報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選定理由	昭和46年通達「建設省住指発第918号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、建築基準法改正に伴い平成28年6月に「防火設備定期検査報告」制度が新設された。 当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、防火設備定期検査報告代行業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　公益財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンター 住　所　東京都新宿区西新宿７－７－３０ 小田急西新宿 0-PLACE　2F
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,328,260円（消費税を含む） ※総額契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	環境まちづくり部建築指導課設備審査係
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	「広報千代田」の新聞折込業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	毎月５日号・２０日号の広報紙を新聞に折り込み、各家庭に配布する。
選定理由	「広報千代田」の配布は、新聞折り込み（丸の内・大手町・内幸町・有楽町・霞が関・永田町・皇居外苑・日比谷公園・千代田を除く）で実施している。 なお、千代田区で新聞折り込みを行う事業者は複数存在するが、区域全てのエリアを同一条件で実施できるものは１者に限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　千代田区新聞販売同業組合 住　所　千代田区外神田６－７－６　日本経済新聞ＮＳＮ神田
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	12,526,492　円（消費税を含む） ※印 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部　広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

251

件　　名	「ちよだ区議会だより」の新聞折込業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	「ちよだ区議会だより」を新聞に折り込み、議会活動の概要を周知する。
選定理由	「ちよだ区議会だより」の配布は、新聞折り込み（丸の内・大手町・内幸町・有楽町・霞が関・永田町・皇居外苑・日比谷公園・千代田を除く）で実施している。 なお、千代田区で新聞折り込みおよび個別配達を行う事業者は複数存在するが、区域全てのエリアを同一条件で実施できるものは１者に限定される。 以上の理由により、次の事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　千代田区新聞販売同業組合 住　所　千代田区飯田橋２－６－２
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	2,413,180　円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

386

件　　名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給（自家発補給分含む）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	千代田区地球温暖化対策第４次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO_2排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選定理由	電力の調達にあたっては、「千代田区電力の調達に係る環境配慮方針」第６条第１項第２号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称：出光グリーンパワー株式会社 住　所：東京都千代田区大手町一丁目２番１号
※　契約年月日	令和３年４月１日
※　契約金額	２２６，３００，０００円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
担　当　課	子ども施設課、地域保健課、麹町出張所、富士見出張所、神保町出張所、神田公園出張所、和泉橋出張所、安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

445

特命随意契約理由書

件　　名	花小金井運動施設管理受付業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	小平市に設置されている花小金井運動施設管理受付等業務
選定理由	本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 さらに、下記法人は、法第37条第1項による小平市指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　公益社団法人　小平市シルバー人材センター 住　所　〒187－0031 東京都小平市小川東町4－2－1　小平元気村おがわ東内
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	4,944,940 円（消費税を含む）
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担　当　課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	広場管理及び清掃業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	広場の開閉場、設備の点検、利用者の見守り及び清掃等管理業務
選定理由	本件は、衆議院九段議員宿舎跡地を子どもの遊び場として、九段南一丁目借受地の一部を子どもの遊び場として使用するため、管理及び清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項による千代田区指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　公益社団法人　千代田区シルバー人材センター 住　所　　千代田区九段南１－６－１０
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	4,274,516　円（消費税を含む） ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで
担　当　課	千代田区教育委員会事務局　子ども部子ども総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

423

件　　名	公園等清掃作業及び広場等管理業務（第７０２号）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	公園・児童遊園等をより快適に利用できるように清掃の充実を図るとともに小川広場等の管理業務を行う。
選定理由	本件は、公園・児童遊園等の清掃並びに小川広場等の管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第３７条第１項による千代田区指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社　　名：公益社団法人　千代田区シルバー人材センター 住　　所：千代田区九段南一丁目６番１０号
※　契約年月日	令和　3　年　4月　1　日
※　契約金額	31,681,827　円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和　3年　4月　1日 から 令和　4年　3月３１日
担　当　課	環境まちづくり部　道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

423

件　　名	外濠公園総合グラウンド管理受付業務および管理棟における消毒作業業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	外濠公園総合グラウンド管理受付業務
選定理由	本件は、外濠公園総合グラウンドの利用受付・施設の清掃・管理運営業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　公益社団法人　千代田区シルバー人材センター 住　所　東京都千代田区九段南1－6－10
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	12,248,840　円（消費税を含む） ※ ~~単価~~ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担　当　課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

327～340

特命随意契約理由書

件　　名	人材派遣業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選定理由	1．プロポーザル年度　令和元年度 （令和２年１月 24 日付 31 千政人事発第 1407 号　令和２年度開始） 2．継続年数　２年目 3．プロポーザル選定の結果に基づき、下記業者を契約の相手方として行った令和２年度の業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称・住所は別表のとおり
※　契約年月日	令和3年4月1日
※　契約金額	870,839,165円（消費税を含む） **※単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

【別表】　**契約の相手方**

最終被選定者	所在地
株式会社アヴァンティスタッフ	東京都中央区日本橋兜町 6-7
旭化成アミダス株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目２２番地テラススクエア５階
株式会社アスカ	東京都千代田区大手町 2-1-1　大手町野村ビル 23 階
アデコ株式会社	東京都千代田区霞が関 3-7-1　霞が関東急ビル
株式会社ウィッシュ	東京都渋谷区広尾５－６－６　広尾プラザ
株式会社我喜大笑	東京都千代田区神田駿河台 1－7－10
株式会社シグマスタッフ	東京都品川区上大崎 2-25-2　新目黒東急ビル６階
株式会社綜合キャリアオプション	東京都港区浜松町二丁目４番１号
株式会社テンダーラビングケアサービス	東京都中央区銀座 3-9-19　吉澤ビル
パーソルテンプスタッフ株式会社	東京都港区芝 5-33-1　森永プラザビル本館 14 階
株式会社パソナ	東京都千代田区大手町二丁目６番２号
マンパワーグループ株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号　横浜ランドマークタワー
株式会社メディカル・コンシェルジュ	東京都渋谷区恵比寿南一丁目５番５号 JR 恵比寿ビル 11 階
株式会社リクルートスタッフィング	東京都中央区銀座 8-4-17　GINZA8 ビル

特命随意契約理由書

580

件　　名	区立小中学校 ICT 学校教育システムの構築・サポート・保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	小学校・中学校における「ICT 教育システム・校務システム」をより効果的に活用していくために、現行のシステム全般を見直し、ＩＣＴ学校教育システムとして再構築する。それにより情報教育、教科指導における ICT 活用、校務の情報化をより一層推進する。
選定理由	本件は、公募型プロポーザル（令和３年３月１７日、２千子指導発第９９９号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名　　株式会社 ＪＭＣ　東日本支店 所 在 地　　東京都目黒区中目黒１－８－８
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	569,864,216 円（消費税込）
契約期間	契約締結日の翌日～令和４年３月３１日
担　当　課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	ひとり親世帯臨時特別給付金にかかるシステム開発業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	令和３年４月７日付子発０４０７第４号厚生労働省子ども家庭局長通知において、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付事業が実施されることになった。千代田区においても、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に対象者への支援を行うため、ひとり親世帯給付金を給付するに当たり、システム開発業務を実施する。
選定理由	本件は、児童扶養手当の資格情報に基づくひとり親世帯臨時特別給付金支給対象者の抽出（基本給付）と、追加給付申請に基づく支給対象者の登録（追加給付）を行うシステムを開発するものである。児童扶養手当の資格情報を管理している総合住民サービスシステムにひとり親世帯臨時特別給付金事業に対応できるように、システムを開発し運用保守を行うことで、事務を効率的に行う必要がある。既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社 電算 住　所　長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 7 日
※　契約金額	940,500 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日　から　令和４年３月 31 日　まで
担　当　課	政策経営部　ＩＴ推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項

特命随意契約理由書

件　　名	**新型コロナウイルスワクチンに係る接種券等作成業務（16 歳以上 64 歳以下）**
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	**「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて（2.1 版）」中、新型コロナウイルスワクチン接種の優先順位に従い、**住民基本台帳に記載されている **16 歳以上 64 歳以下（基礎疾患を有する者を含む）の**者についても接種券を送付する。 接種券の作成・送付については、既存のシステムをもとに簡素な仕組みで迅速かつ的確に処理することが求められているため、住民基本台帳を管理している総合住民サービスシステムを利用する。
選定理由	本件は、住民基本台帳に記載されている新型コロナウイルスワクチンの接種対象者を抽出して、接種券の作成を行うものである。住民基本台帳を管理している総合住民サービスシステムを利用することで、事務を効率的に行う。また、総合住民サービスシステムは電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの運用・保守等を履行すると、既存のシステムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社 電算 住　所　長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	14,174,160 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日　から　令和３年６月 30 日　まで
担　当　課	政策経営部ＩＴ推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

292

件　　名	麹町二丁目公共施設総合管理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	出張所・区民館・小学校・幼稚園・ストックヤード・防災備蓄倉庫・消防団倉庫で構成されている複合施設である。麹町二丁目公共施設の安全で良好な施設環境の確保と効率的な施設運用のための建物総合管理を目的とした一括管理業務の実施。
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和2年度年度契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和2年度の業務成績は良好なため、令和3年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名　称　株式会社和心　千代田支店 住　所　千代田区神田小川町３－１１－２
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	76,648,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	地域振興部　麹町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

348

件　　名	千代田区広報板へのポスター掲示および除去業務
種　　類	業務:委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区広報板の円滑な運営を図るため、広報板へのポスター掲示及び除去業務を行う。
選定理由	広報版へのポスター等の掲出・撤去の運営については、平成22年3月1日付で締結した「千代田区総合防災案内板及び広報板の設置及び維持管理等に関する協定」の第13条の2に協定の相手方が実施する旨規定されている。 このため、協定締結先である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　特定非営利活動法人日本ソフトインフラ研究センター 住　所　千代田区飯田橋2-5-5　ヨシヒコビル
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,356,000 円(消費税を含む)
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担当課	地域振興部コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	印刷室管理運営業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	印刷技能等を要する者を印刷室に配置し、区職員等からの依頼に基づき、各種印刷機器等を活用して印刷物を作成するとともに、当該印刷機器等を含む印刷室全般を適切に管理運営する。
選定理由	1　プロポーザル年度　令和元年度 (令和元年7月17日付31千政総務発第165号　令和元年度開始) 2　該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3　継続年数　2年 4　評価　良好なため 継続3年目であり、評価は良好なため、令和3年度においても引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　リコージャパン株式会社 住　所　東京都中央区築地五丁目6番10号
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	総価　13,437,600　円（消費税を含む） 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担　当　課	政策経営部　総務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	環境事前協議技術支援等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区環境計画書制度の事前協議の運営を支援すると共に、『千代田区地球温暖化対策地域推進計画』改定に伴う新築ビル普及目標の見直しを行うことを目的とする。
選定理由	1　プロポーザル年度　令和２年度（令和２年度開始） （令和３年３月 26 日付２千環環政発第 287 号） 2　該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第１号 3　継続年数　初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社日建設計総合研究所 住　所　東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番３号
※　契約年月日	令和　3 年　4 月　5 日
※　契約金額	5,478,000　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年３月 31 日
担　当　課	環境まちづくり部　環境政策課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

518

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区指定文化財（幕絵）の保存修理業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	千代田区指定有形文化財（平成３１年４月指定、書跡／絵画・工芸品）の杉山鶏児書「大日本帝国憲法奉祝文」及び河鍋暁斎筆「舞楽蘭陵王図幕絵」が破損しているため、保存修理を行う。
選定理由	①安全性の高い修理環境 当該資料は区指定文化財の巨大な幕絵である。事前調査や修理作業、保管の際には、各作業を安全に遂行するのに十分な施設環境が必要である。 下記業者には、大作の俯瞰撮影が可能な写場、温湿度や照明、防災、防犯等を徹底して行える修理・保管環境を有している。 ②多数の経験と実績 下記業者は、当該資料と類似した幕絵の修理経験があり、その取扱いを熟知している。高い保存修理技術と豊富な経験を有することから、千代田区文化財保護審議会に修理委託先として諮り、承諾済みである。 以上の理由により、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社半田九清堂 住　所　東京都渋谷区上原 1-29-12
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　30　日
※　契約金額	6,257,273　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年３月３１日まで
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　2　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

519

件　　名	麹町区民館（和室ＡＢ）代替施設の賃貸借に係る不動産仲介業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	麹町区民館（和室AB）代替施設の賃貸借に係る不動産仲介業務を依頼する。
選定理由	不動産の賃貸借に際しては、不動産取引の商慣習上、仲介業者の仲介を経て契約を締結することが一般的である。借主があらかじめ物件を特定している場合や、借主が提示する条件に適合する物件を仲介業者が紹介する場合等があるが、いずれの場合であっても物件の詳細な情報の提供や内覧の手配、契約条件の交渉等、賃貸借契約にいたるまでの間、一貫して特定の仲介業者がこれらを担うことが通常である。このため、麹町区民館和室（ＡＢ）代替施設としての賃貸借契約と密接不可分の仲介業務について、当該物件の仲介業者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　三鬼商事株式会社　新宿支店 住　所　東京都新宿区西新宿一丁目２５番１号
※　契約年月日	令和3年4月9日
※　契約金額	1,679,832円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年４月３０日
担　当　課	地域振興部　麹町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

5-22

特命随意契約理由書

件　　名	障害者アート（ポコラート）世界展2020に係る運営業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所	
概　　要	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、これまで実施してきたポコラート全国公募展を、国内外の文化交流を促す障害者アート（ポコラート）世界展2020へと発展させ実施する。
選定理由	下記事業者は、文化芸術活動拠点である「アーツ千代田 3331」の第２期運営団体に選定され、当施設において障害者アート支援事業として、これまで９回にわたりポコラート全国公募展を区と共催してきた。 これを踏まえ、令和元年度に、当施設での本事業の実施に向けた、展示作家・作品の選定等の事前調査業務を委託し実施した。また令和２年度には、延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会にあわせて本事業を実施するため、調整・準備業務を委託し実施した。 本事業の実施に際して、前述の事前調査業務及び調整・準備業務に基づいた、安心・安全な作品の運搬・管理、効果的な作品展示、効率的な会場運営等が可能な事業者は、下記事業者をおいて他にない。また、令和２年度の業務成績は良好であることから、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　　合同会社コマンドＡ 住　所　　千代田区外神田６－１１－１４
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	80,000,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和３年１０月３１日
担　当　課	文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

5-25

件　　名	新型コロナウイルス予防接種に係る情報提供業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	新型コロナウイルス予防接種に関する正しい情報及び千代田区が実施する新型コロナウイルス予防接種事業における様々な情報について、「ＬＩＮＥ」のチャットボットを活用して迅速かつわかりやすく提供する。
選定理由	新型コロナウイルス予防接種の実施にあたっては、新型コロナウイルス予防接種の正しい情報及び区が実施する新型コロナウイルス予防接種の情報を様々な媒体を利用して広く周知する必要がある。このことにより、予防接種への不安が払拭され、区が実施する予防接種のスムーズな案内につながる。 本業務は、その一環として行うものであり、「コロワくんの相談室」は、日本において広く利用されているアプリ「ＬＩＮＥ」のチャットボットを活用した、現役の医師等が提供している唯一のサービスである。 以上の理由により、本「コロワくんの相談室」の運営を行っている下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社　Sun* 住　所　　千代田区神田紺屋町15番地
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	990,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月31日
担　当　課	健康推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

538

特命随意契約理由書

件　　名	地球温暖化対策地域推進計画及び地域気候変動適応計画推進等支援業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	令和３年度に策定予定の「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021」及び「千代田区気候変動適応計画 2021」の推進等に係る全般的な支援を行う。
選定理由	1　プロポーザル年度　令和元年度 （令和元年６月 10 日付 31 千環環政発第 83 号） 2　該　当　　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第１号 3　継続年数　２年 4　評　価　　良好な業務成績のため 継続２年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社エックス都市研究所 住　所　東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	7,700,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで
担　当　課	環境まちづくり部　環境政策課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

691

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区役所本庁舎清掃等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	合同庁舎維持管理業務の共通仕様に含まれていない、千代田区独自（千代田図書館の休日清掃等）の清掃業務を行う。
選定理由	本庁舎のＰＦＩ事業終了に伴う庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務、警備保安業務等の個別の業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。 しかし、障害者対応などの区民サービスや千代田図書館の休日開館業務は、区独自の業務となることから国との共通仕様に包含することができず、区の個別契約案件となる。 本業務は共通仕様に基づく清掃業務との連携を図ることにより効率的かつ臨機応変な対応が可能となるほか、緊急時の迅速な対応が期待できる。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　新さくら会協同組合 住　所　　東京都文京区春日２－１０－１５志知ビル５Ｆ
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	10,841,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

672

特命随意契約理由書

件　　名	滞納整理システム向け仮想基盤構築作業
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	「滞納整理支援システム」を千代田区基幹系システム基盤へ搭載し、仮想サーバーで運用するため、必要な設計及び構築作業業務を実施する。
選定理由	下記業者は、平成28年度に全庁ＬＡＮシステム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。また、令和２年度より基幹系システム基盤の運用保守を行っている。 本業務は、滞納整理支援システムを千代田区基幹系システム基盤へ搭載するため、全庁LANにおいて設計及び構築を実施することから、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名　　東日本電信電話株式会社　東京事業部 所 在 地　　港区港南１－９－１
※　契約年月日	令和３年４月１日
※　契約金額	4,532,000円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年９月３０日まで
担　当　課	政策経営部ＩＴ推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

580

特命随意契約理由書

件　　名	区立小中学校 ICT 学校教育システムの構築・サポート・保守業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	小学校・中学校における「ICT 教育システム・校務システム」をより効果的に活用していくために、現行のシステム全般を見直し、ＩＣＴ学校教育システムとして再構築する。それにより情報教育、教科指導における ICT 活用、校務の情報化をより一層推進する。
選定理由	本件は、公募型プロポーザル（令和３年３月１７日、２千子指導発第９９９号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名　　株式会社 ＪＭＣ　東日本支店 所 在 地　　東京都目黒区中目黒１－８－８
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	569,864,216 円（消費税込）
契約期間	契約締結日の翌日～令和４年３月３１日
担　当　課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

552

特命随意契約理由書

件　　名	番町さくら館 705 号室の補修に係る修繕業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	区営四番町アパートの移転業務については、移転に同意をいただいた世帯から順次、原則として区立麹町仮住宅への移転を進めていたが、区立麹町仮住宅以外の番町さくら館 705 号室への移転が必要となり、早急に原状回復のための修繕を行う。
選定理由	下記業者は、これまでに類似の事案を処理してきた豊富な実績があり原状回復のための修繕を速やかに完了させることができる。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社白井工務店 住　所　千代田区神田小川町 1－7
契約金額	2,156,000 円（消費税込み）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年４月 30 日
担当課	住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

件　　名	駐車料金収入管理等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区役所本庁舎地下階の駐車料金収入管理業務及び水道・ガス料金に係る負担按分表作成等業務を行う。
選定理由	ＰＦＩ事業終了に伴う国の一般競争入札の結果、下記業者が九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎「建設設備管理業務」の受託者となった。 駐車料金収入管理業務は千代田区独自の業務であるが、駐車料金精算設備の管理は合同庁舎全体の設備管理の一環として当該事業者が行っており、また合同庁舎全体の光熱水量（電気・ガス・水道）は当該事業者が管理している。 こうした状況を踏まえ「駐車料金収入管理業務」、「上下水道料金・中圧ガス料金の負担按分表の作成」及び「水道料金・減水量申告書の作成と提出」を当該受託者に委託することにより効率的かつ円滑な事務の執行が可能となる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社 シミズ・ビルライフケア 住　所　　東京都中央区京橋２－10－２　ぬ利彦ビル南館
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,739,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

121

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区文化芸術プラン（第四次）策定にかかる コンサルティング業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	計画策定に関する資料等の作成支援および印刷
選定理由	1　プロポーザル年度　平成30年度（平成31年度開始） （平成31年3月11日30千地文振発第474号） 2　該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号 3　継続年数　3年 4　評価　良好なため 継続3年目であり、評価は良好なため、引き続き令和3年度においても、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社創建　東京本部 住　所　東京都港区芝公園一丁目3番8号苔香園ビル
※　契約年月日	令和　3　年　4　月27　日
※　契約金額	1,661,000　円（消費税を含む）
契約期間	令和3年4月27日から11月30日まで
担当課	地域振興部　文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

514

特命随意契約理由書

件　　名	トイレットペーパーの購入（令和３年度）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：(物品)・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	本庁舎で使用するトイレットペーパーを購入する。
選定理由	ＰＦＩ事業終了に伴い、令和３年度からのトイレットペーパーの購入は、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名とすることになっている。 ついては、国の入札手続きを経て受託業者となった下記事業者を契約相手方とする。
契約の相手方	名　称　株式会社東京紙店 住　所　東京都江東区新大橋２－１３－５
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	973,486　円（消費税を含む） **単価契約のため、契約金額は支出限度額**
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

313

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区役所受付等業務（令和３年度）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	ＰＦＩ事業終了後の本庁舎夜間休日受付業務とそれに付帯する業務を行う。
選定理由	本庁舎のＰＦＩ事業終了に伴う庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務、警備保安業務等の個別業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。 しかし、本庁舎１階の夜間休日受付業務は、区独自の業務であり、庁舎維持管理業務の共通仕様に包含することができないため、区の個別契約案件となる。 本業務は、共通仕様に基づく警備保安業務との連携を図ることにより、窓口の円滑な保安管理が可能となるほか、土曜・休日の庁舎開庁時の緊急時に迅速な対応が期待できる。 また、警備保安業務の警備員が交代で従事することで、受付事務のノウハウの伝達・維持が可能であり、急な交代であっても同一レベルの要員の確保が容易となる。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社 和心 住　所　東京都新宿区谷台町４－２
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	9,867,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

477

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区女性史編纂支援業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託、)その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	（1）千代田区女性史企画委員会・編集会議の運営支援 （2）編集委員による「聞き書き」作業支援（対象者 43 名程度） （3）女性史にかかる編集業務 （4）制作、製本、印刷等業務
選定理由	1. プロポーザル年度　平成 30 年度（平成 30 年度開始） （平成 30 年 6 月 21 日 30 千地国男発第 52 号） 2. 該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3. 継続年数　3 年目 （令和 2 年 11 月 19 日第 15 回業者選定委員会 延長承認） 4. 評価　良好な業務成績であるため。 令和３年度に発刊予定であり、業務成績は良好なため、引き続き令和３年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社ぎょうせい 住　所　東京都江東区新木場１－１８－１１
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	5,643,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月 31 日
担当課	国際平和・男女平等人権課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

412

特命随意契約理由書

件　　名	情報通信基盤全庁 LAN 用機器の賃借
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	全庁 LAN システムの情報通信基盤を安定して運営するため、機器の賃借を行う。
選定理由	全庁 LAN システムについては、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、再構築・再調達があり、また、既存システムと密接不可分の関係にあって、同一の開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがあることから、平成 28 年度に実施した再調達・再構築作業は、下記事業者を契約の相手方に指定した。 情報通信基盤用の機器は、全庁 LAN システムの一部であり、平成 28 年度に再調達・再構築を実施した全庁 LAN のネットワークシステムと密接不可分のものである。 情報通信基盤用の機器は、平成 29 年度に現行の NW 基盤に移行され、今年度も現在使用している機器を継続して利用し、安定した運用を行う必要がある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社　東京事業部 住所：東京都港区港南１－９－１
※　契約年月日	令和　3 年　4 月　1 日
※　契約金額	6,391,678　円（消費税を含む）
契約期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

893

件　　名	**健康かるて及びＶＲＳのデータ相互移行処理手順等の構築**
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区における新型コロナウイルスワクチンの接種業務を円滑に行うため、千代田区独自のワクチン接種記録管理システム（以下「健康かるて」という。）と国により開発された個人の接種状況を記録する Vaccination Record System（以下「VRS」という。）の接種記録に関する各データを区職員の簡易な操作により相互に移行できるようその仕組みづくりを行う。
選定理由	本件は、区のワクチン接種登録・管理システムである「健康かるて」に対しデータのインポートやエクスポートが行えるように機能を追加するものである。「健康かるて」は住民総合サービスシステムと密接に連携しており、本件の機能追加には住民総合サービスシステムからのデータ取得などが必要である。そのため、住民総合サービスシステムに精通した事業者でなければ当該業務を履行することができない。下記の事業者は総合住民サービスシステムの構築・開発業者であるため、本件業務の円滑な履行と適切なサポート、また作業中に何らかのトラブルが発生した場合の適切な対応ができる。以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社 電算 住　所　長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	652,300　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日　から　令和３年５月２０日　まで
担　当　課	千代田保健所　新型コロナウイルスワクチン接種担当
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎 建築設備管理業務（令和３年度）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	ＰＦＩ事業終了後の九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎の建築設備管理業務を行う。
選定理由	ＰＦＩ事業の契約期間終了に伴い、令和３年度からの九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなる。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要がある。このため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名　称　株式会社シミズ・ビルライフケア 住　所　東京都中央区京橋２－１０－２ ぬ利彦ビル南館
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	総価 128,713,066　円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎 清掃等業務（令和３年度）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	ＰＦＩ事業終了後の九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎の清掃等業務を行う。
選定理由	ＰＦＩ事業の契約期間終了に伴い、令和３年度からの九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなる。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要がある。このため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名　称　新さくら会協同組合 住　所　東京都文京区春日２－10－15　志知ビル２Ｆ
※　契約年月日	令和　3　年　4　月　1　日
※　契約金額	29,220,162　円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

別紙2

特命随意契約理由書

件　　名	九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎 警備保安業務（令和３年度）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	ＰＦＩ事業終了後の九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎の警備保安業務を行う。
選定理由	ＰＦＩ事業の契約期間終了に伴い、令和３年度からの九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなる。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要がある。このため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名　称　株式会社　和心 住　所　東京都新宿区市谷台町４－２　大鷹ビル２Ｆ
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	総価 28,648,443 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎 ごみ処理業務（令和３年度）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	ＰＦＩ事業終了後の九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎のごみ処理業務を行う。
選定理由	ＰＦＩ事業の契約期間終了に伴い、令和３年度からの九段第３合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなる。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要がある。このため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名　称　広陽サービス株式会社 住　所　東京都江東区辰巳３－７－８
※　契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※　契約金額	2,708,489 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和３年４月１日から令和４年３月３１日
担　当　課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。